決済WG　７－３

既配付資料
（決済WG　６－３）

参考資料

平成20年９月12日
金融庁総務企画局

１．　総論

インターネット利用の普及状況

インターネット利用者数及び人口普及率の推移

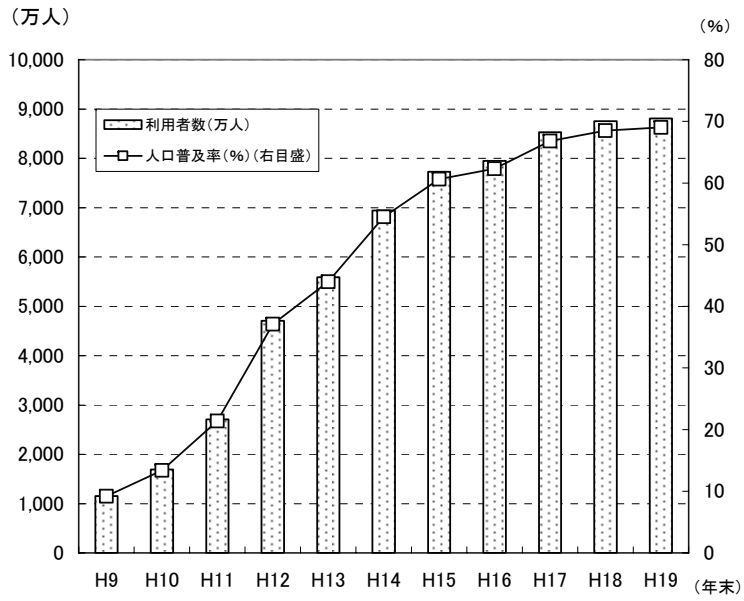

インターネット普及率の推移

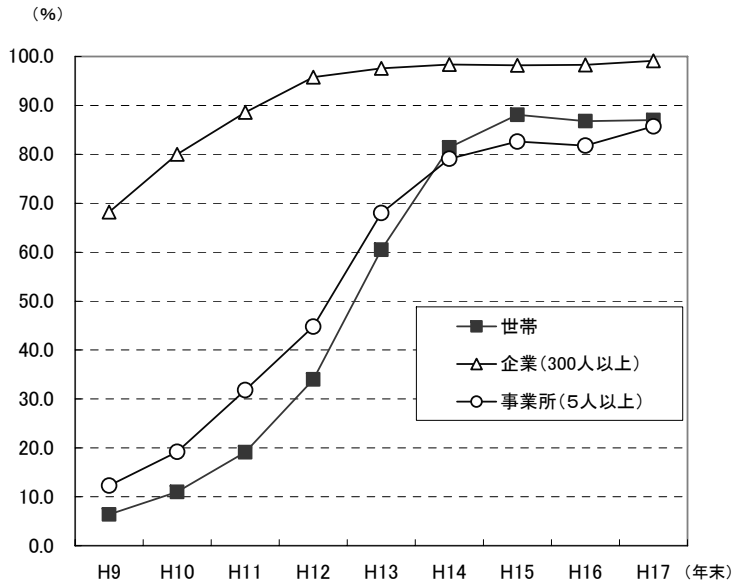

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
利用者数（万人）	1,155	1,694	2,706	4,708	5,593	6,942	7,730	7,948	8,529	8,754	8,811
人口普及率（%）	9.2	13.4	21.4	37.1	44.0	54.5	60.6	62.3	66.8	68.5	69.0

（年末）	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
世帯	6.4	11.0	19.1	34.0	60.5	81.4	88.1	86.8	87.0
企業（300人以上）	68.2	80.0	88.6	95.8	97.6	98.4	98.2	98.3	99.1
事業所（5人以上）	12.3	19.2	31.8	44.8	68.0	79.1	82.6	81.8	85.7

出所：総務省「通信利用動向調査」

インターネットによる商取引の規模

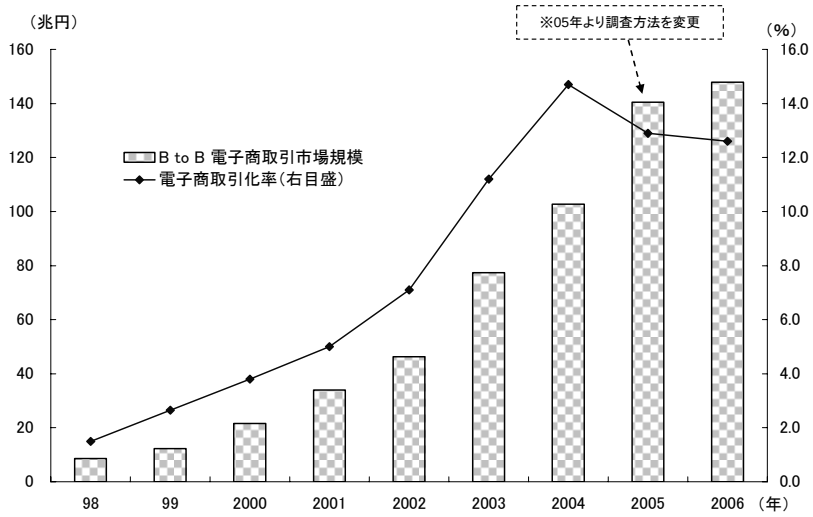

（注）1．99年の電子商取引化率は未公表のため、便宜上98年と2000年の平均値とした。
2．インターネット技術ベースの狭義の計数（VAN、専用線等従来型EDIを含まない）。
3．電子商取引化率の計算上、電子商取引化率の推計が行われていない小売業及びその他サービス業（宿泊・旅行業、飲食業、娯楽業）は含まれていない。
4．平成16年度調査では、取引品目に着目した市場規模を算出するため、例えば、卸売業者への販売から小売業者への販売に至る流通過程では、小売業者への販売に至る流通過程では、小売業者への販売額のみを計上し、卸売業者への販売は計算に含まないこととしていたが、17年度調査では、回答数を十分に確保し、日米比較を全業種において実施する観点から、流通過程を含む全ての取引を算出・推計している。したがって、17年度調査によるB to B電子商取引市場規模は、16年度の調査方法によるものより大きくなる。
5．平成18年度調査は、前年同様の調査方法（アンケート方法等の調査手法、ECの定義、調査対象等）により実施していることから、概ね前年度調査を継続したものとなっている。

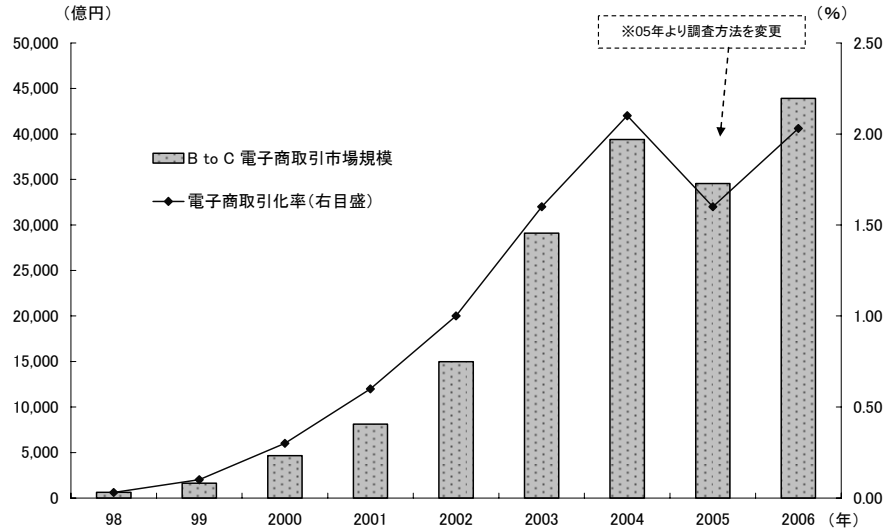

（注）1．市場規模は、不動産や自動車等の取引成立前段階の見積金額を含まない。
2．電子商取引化率の計算上、電子商取引化率の推計が行われていない小売業及びその他サービス業（宿泊・旅行業、飲食業、娯楽業）は含まれていない。
3．平成17年度調査では、調査対象の範囲を明確化し、16年度調査まで積算対象としてきた、取引成立前段階の見積もり金額に基づくもの（不動産や自動車等）は対象としていない。
4．平成18年度調査は、前年同様の調査方法（アンケート方法等の調査手法、ECの定義、調査対象等）により実施していることから、概ね前年度調査を継続したものとなっている。

年	98	99	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
B to B 電子商取引市場規模（兆円）	9	12	22	34	46	77	103	140	148
電子商取引化率（%）	1.5	－	3.8	5	7.1	11.2	14.7	12.9	12.6

（注）99年はB to B 電子商取引化率未発表

年	98	99	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
B to C 電子商取引市場規模（億円）	625	1,620	4,640	8,110	14,980	29,090	39,380	34,560	43,910
電子商取引化率（%）	0.03	0.10	0.30	0.60	1.00	1.60	2.10	1.60	2.03

出所：経済産業省、次世代電子商取引推進協議会、（株）NTTデータ経営研究所「平成16年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」、
経済産業省他「平成17年度電子商取引に関する市場調査」、経済産業省「平成18年度電子商取引に関する市場調査」

インターネットバンキング等の普及状況

インターネットバンキングの普及状況の推移

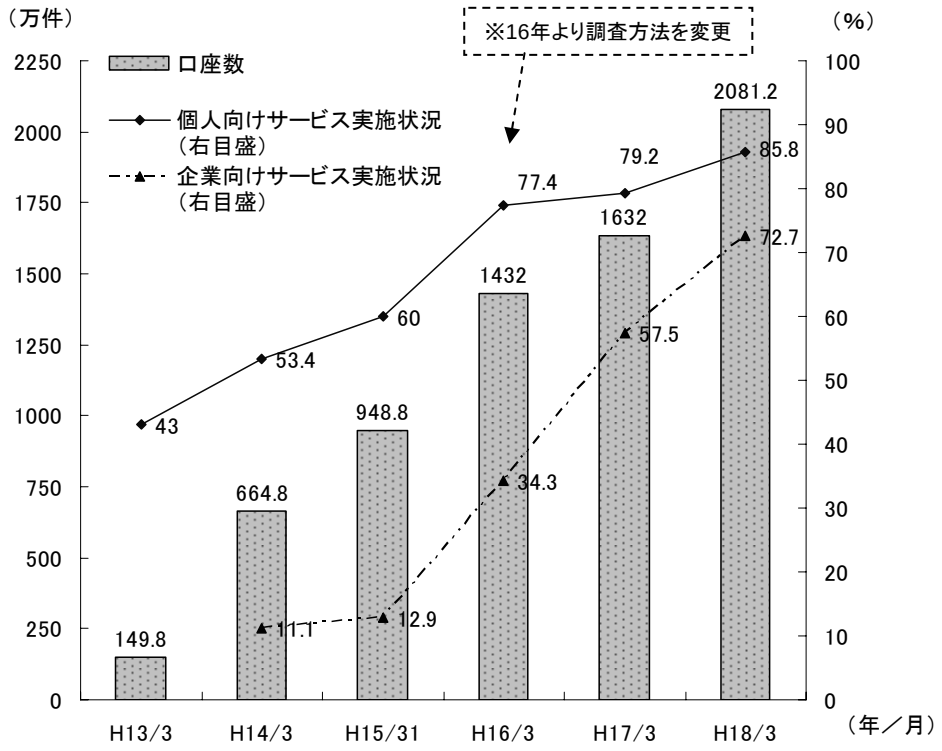

モバイルバンキングの普及状況の推移

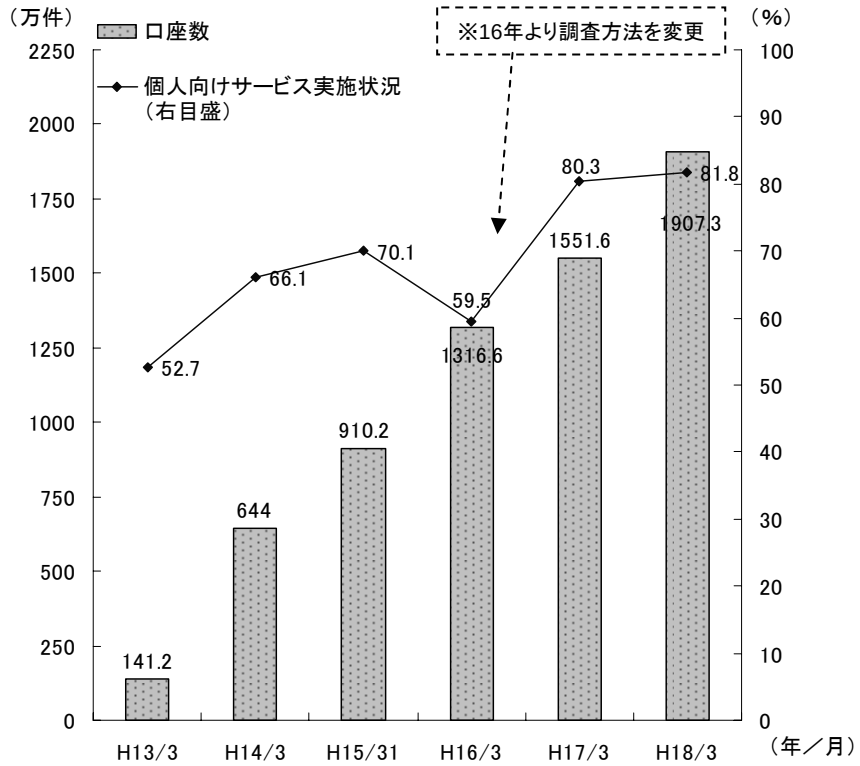

（注）平成16年３月調査から、サービスの実施状況について、サービス内容が残高照会や資金移動のみの先は含まず、
定期預金（預入、解約等）や各種届出受付などを行っている先について集計しているため、前年までの数値との連続性を欠く。

出所：金融情報システムセンター「金融機関業務のシステム化に関するアンケート調査結果」平成18年３月調査、
日本総合研究所調査部金融ビジネス調査グループ「図解電子ビジネス最前線」

インターネット取引等を主とする銀行の預金残高推移等

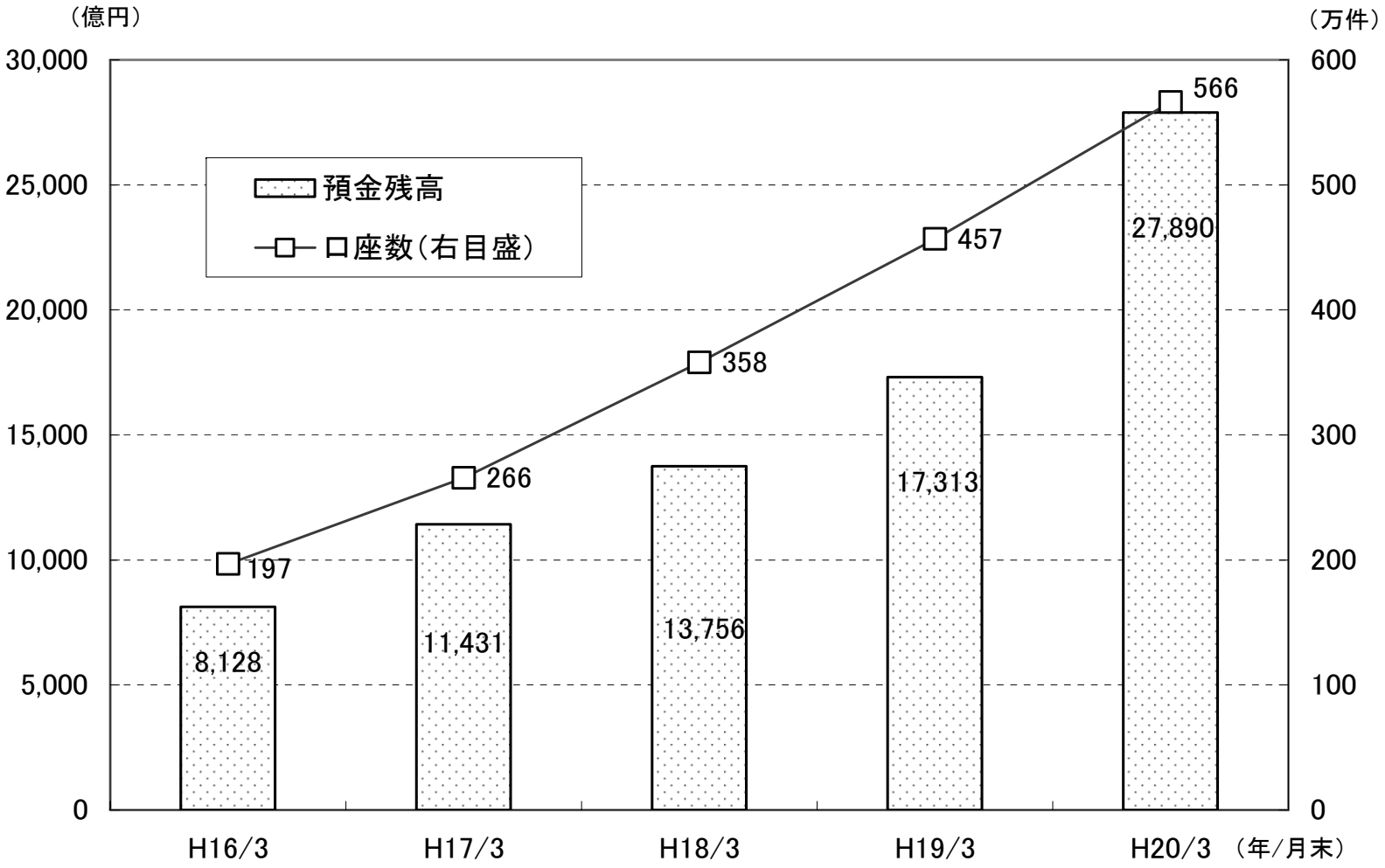

（注）ジャパンネット銀行、ソニー銀行、セブン銀行（口座数は個人口座のみ）、イーバンク銀行、住信SBIネット銀行（平成19年9月設立、口座数不開示）の合計。

出所：各社公表資料より金融庁作成

オンラインショッピングサイトで最もよく利用する決済手段

クレジットカード	51.9%
商品と引き換え（代引き）	17.8%
コンビニ決済	10.7%
銀行振込	9.7%
郵便振替	4.7%
インターネット専業銀行の引き落とし	3.3%
銀行引き落とし	0.8%
プロバイダー等の会員制決済	0.1%
Edyなどの電子マネー	0.1%
その他	0.6%
わからない	0.3%

出所：（財）インターネット協会「インターネット白書2007」

決済に関する新しいサービスの具体例

	前払式支払手段		資金移動サービス	収納代行サービス等				その他
サービスの類型	前払式証票規制法 対象サービス	前払式証票規制法 対象外サービス	送金サービス	収納代行サービス		代金引換サービス	エスクロー・ サービス	ポイント・サービス
サービス名称等 （企業名）	Edy （ビットワレット）	WebMoney （ウェブマネー）	国内事業者無し	公共料金等収納代行 （セブン-イレブン ・ジャパン）	ケータイ払いサービス （NTTドコモ）	宅急便コレクト （ヤマトフィナンシャル）	オークション宅急便 （ヤマト運輸）	JALマイレージバンク （日本航空）
	Suica （JR東日本）	BitCash （ビットキャッシュ）	海外では、ウエスタンユニオン等の事業者が存在	収納代行 （ローソン）	Yahoo!ウォレット （ヤフー）	e-コレクト （佐川フィナンシャル）	受け取り後決済サービス （ヤフー＋ジャパンネット銀行）	Yahoo!ポイント （ヤフー）
	PASMO （パスモ）	Cチェック （デジタルチェック）		代行収納 （ファミリーマート）	CATS集金代行サービス、CVS料金収納代行サービス （SMBCファイナンスサービス）	ペリカン集金サービス （日通商事）	楽天あんしん取引 （楽天）	ドコモポイントサービス （NTTドコモ）
	nanaco （アイワイカードサービス）	ちょコム （NTTコミュニケーションズ）		収納代行 （サークルKサンクス）	オートネットサービス、コンビニ収納代行サービス （アプラス）		モバペイ （ペイジェント）	ビックポイントカード （ビックカメラ）
	WAON （イオン）	プレイステーションネットワークカード/チケット （ソニーコンピュータエンタテインメント）		収納代行 （ミニストップ）	コンビニ集金代行、集金代行 （オリエントコーポレーション）			Gポイント （ジー・プラン）
	QUOカード （クオカード）	タカシマヤギフトカード （高島屋）		公共料金・各種サービス （デイリーヤマザキ）	コンビニ収納代行サービス、 口座振替サービス （電算システム）			ティーポイント （Tカード&マーケティング）
	ビール共通券 （全国酒販協同組合連合会）	スターバックスカード （スターバックスコーヒージャパン）		収納代行（代行収納） （am/pm）	コンビニ決済、口座引落 （イーコンテクスト）			グリーンスタンプ （グリーンスタンプ）

出所：各社ホームページより金融庁作成

決済手段別の規模の比較

（単位：億円）

	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
クレジットカード取扱高	194,875	214,114	243,456	272,250	285,449
前払式証票発行額	93,566	91,611	109,637	124,118	134,754
コンビニエンスストア収納代行取扱高	29,506	34,360	48,828	56,267	63,218
代金引換取扱金額	–	–	–	–	22,274
ポイント発行額	–	–	–	6,654	6,875
民間最終消費支出	2,825,632	2,841,726	2,875,307	2,914,857	2,947,314

民間消費支出との比較（パーセンテージ）

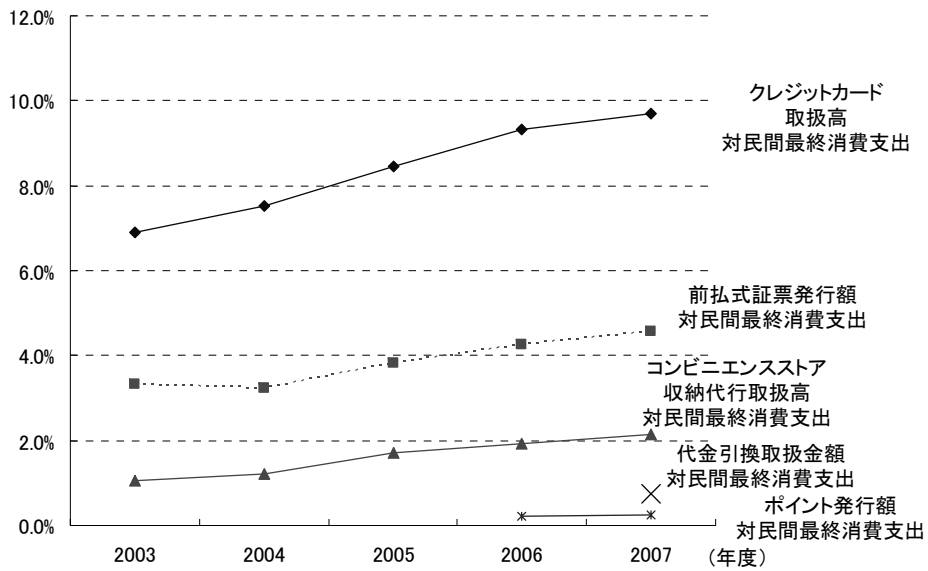

（注1）クレジットカード取扱高は販売信用業務分のみ。

（注2）コンビニエンスストア収納代行取扱高は、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクスの合計。ただし、2002年度についてはファミリーマート及びサークルKサンクス、2003年度から2004年度についてはファミリーマートを含まない（計数未公表のため）。

(注3）代金引換取扱金額は、計数が公表されているヤマトフィナンシャルと佐川フィナンシャルの合計

(注4）ポイント発行額は、野村総合研究所の推計

出所：日本銀行、内閣府経済社会総合研究所、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」、前払式証票発行協会、コンビニエンスストア各社公表資料、ヤマトフィナンシャル「代金引換サービスについて」（第4回決済に関するWG提出資料）、経済産業省「電子流通研究会中間とりまとめ」、野村総合研究所ニュースリリース（2008年3月13日）

新しい決済サービスに関する事業者の状況

○新しい決済サービス（サーバ型前払式支払手段＋収納代行サービス等）

新しい決済サービスの事業者の業歴

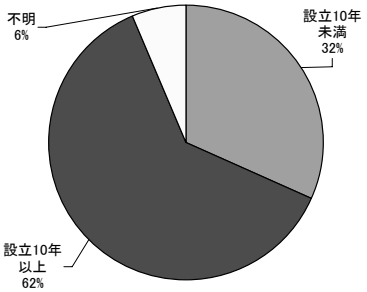

新しい決済サービスの事業者の資本金規模

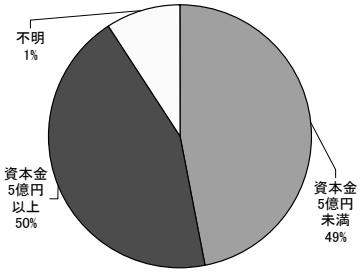

新しい決済サービスの事業者数の推移

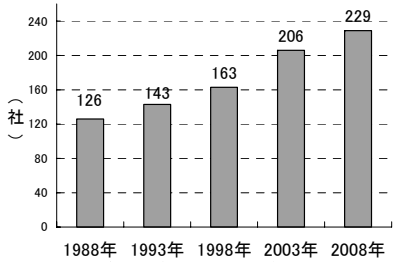

（注）設立年が不明な事業者を除いた比較
なお、サーバ型前払式支払手段と収納代行サービス等を同時に提供する事業者が存在するため、下記の単純合計とはならない

○サーバ型前払式支払手段

サーバ型前払式支払手段の事業者の業歴

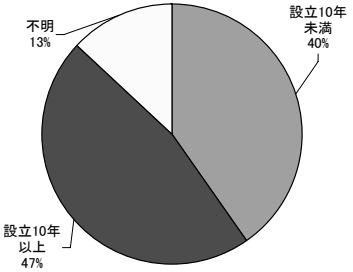

サーバ型前払式支払手段の事業者の資本金規模

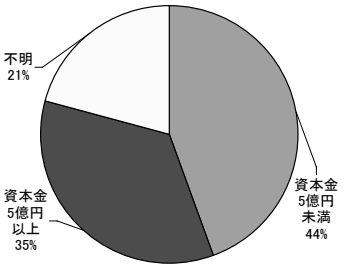

サーバ型前払式支払手段の事業者数の推移

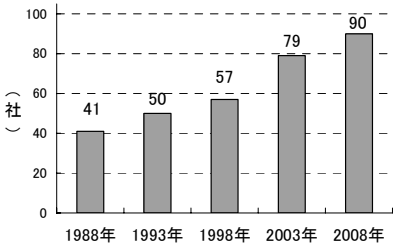

（注）設立年が不明な事業者を除いた比較

○収納代行サービス等

収納代行サービス等の事業者の業歴

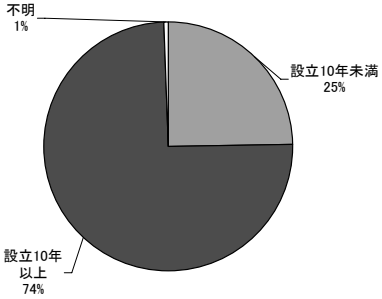

収納代行サービス等の事業者の資本金規模

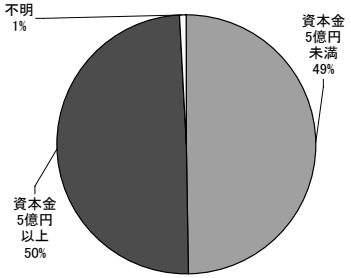

収納代行サービス等の事業者数の推移

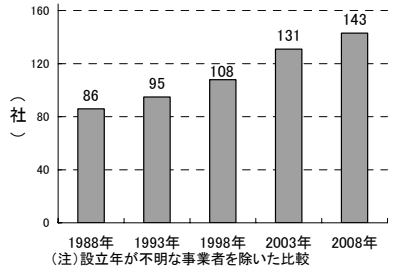

（注）設立年が不明な事業者を除いた比較

出所：各社ホームページ、事業者ヒアリング、文献調査により金融庁作成

新しい決済サービスに関する主な不祥事件の報道等

報道時期	発生時期	サービス名	報道内容等
2002年8月	2001年9月	不明 （電子マネー）	「インターネット上で不正に購入した電子マネーで買い物をしたとして、和歌山県警銃器薬物対策課と橋本署は８日、同県〇〇、無職、〇〇容疑者（２９）を詐欺容疑で逮捕した。警察庁によると、電子マネーを使った詐欺事件の摘発は全国初という。（中略）調べでは、〇〇容疑者は、奈良県内の顔見知りの男性のクレジットカード番号を無断で使用し、ネット上でプリペイド型の電子マネーを購入。正規に購入したかのように偽り、昨年９月下旬、ネット上で東京都内の食品会社に２万２０００円分の米を注文した疑い。」　(2002/08/08, 毎日新聞)
2002年11月	2002年7月	不明 （電子マネー）	「京都府警ハイテク犯罪対策室と向日町署は十四日、インターネット上で、電子マネーを利用して有料のわいせつビデオを販売したとして、岐阜県〇〇、会社員〇〇容疑者（３７）をわいせつ図画公然陳列容疑で逮捕した。電子マネー決済を利用したわいせつ画像販売の摘発は全国初。調べでは、〇〇容疑者は七月、自ら管理、運営するホームページ（ＨＰ）にアクセスしてきた客にプリペイド式の電子マネーで、わいせつなビデオを有料でダウンロードさせた疑い。〇〇容疑者は昨夏、同県公安委に風営法の届け出をし、電子マネー会社（東京）と加盟店契約。今夏ごろ、わいせつビデオの販売を始め約百十万円を稼いだとみられる。（後略）」　(2002/11/15, 読売新聞)
2003年2月	2002年9月～11月	不明 （電子マネー）	「御津署は１９日、他人のクレジットカードを使いクレジット会社からツーショットダイヤルを利用できる『電子マネー』をだまし取ったとして、〇〇容疑者（２９）を電子計算機使用詐欺の疑いで逮捕した。調べでは、〇〇容疑者は、〇〇内の知り合いの無職女性（２５）のクレジットカードを勝手に持ち出し、０２年９月から１１月にかけての計９回、東京都内のクレジット会社などのコンピューターに、自分の携帯電話を使って女性名義のクレジットカード番号や暗証番号などを入力。ツーショットダイヤルを計約２０万円分利用できる会員番号と暗証番号を不正に入手した疑い。（後略）」　(2003/02/20, 朝日新聞)
2003年8月	2003年3月～4月	ヤフーペイメント	「インターネットオークションに他人のＩＤとパスワードを使って接続し、金をだまし取ったとして警視庁は２２日、〇〇、バス運転手〇〇容疑者（４０）を電子計算機使用詐欺と不正アクセス禁止法違反などの疑いで逮捕した、と発表した。代金振込先にしていた五つの銀行口座に約６０件、約３２０万円の入金が確認されたという。（中略）ハイテク犯罪対策総合センターと亀有署の調べでは、〇〇容疑者は３月１２日から４月２日にかけて、ヤフー（東京都港区）が運営するネットオークションに横浜市内の大学院生（２２）のＩＤとパスワードを使って計１１回接続。自分で出品したパソコンを大学院生名義で落札し、同社の立て替え払い制度『ヤフーペイメント』を使って決済し、ヤフーから代金７万７５００円をだまし取った疑い。ヤフーは大学院生に請求していないという。（後略）」　(2003/08/22, 朝日新聞)
2003年11月	2003年6月～7月	不明 （電子マネー）	「他人のクレジットカード番号を悪用し、インターネット上の商取引に使われる電子マネーを不正に購入したとして、警視庁ハイテク犯罪対策総合センターは、電子計算機使用詐欺の疑いで、三重県〇〇、元家電販売店店員、〇〇容疑者（二五）を逮捕した。購入した電子マネーは出会い系サイトの支払いに充てていたという。調べでは、〇〇容疑者は今年六ー七月、同市内の女性会社員（三一）ら四人のクレジットカード番号を悪用し、プリペイド式の電子マネー約十四万円をネット上で不正購入した疑い。〇〇容疑者は、勤務していた家電販売店に保管していた顧客データを悪用し、カード番号を入手していた。（後略）」　(2003/11/29, 産経新聞)
2004年7月	2002年10月	不明 （電子マネー）	「上鴨署は６日、他人のクレジットカードの番号を使ってインターネット上の決済に使う『電子マネー』をだまし取ったとして、〇〇、暴力団組員〇〇（２６）、〇〇、アルバイト〇〇（２６）の両容疑者を電子計算機使用詐欺の疑いで逮捕した。調べでは、２人は０２年６月、北区内で男性調理師（３３）のクレジットカードを盗んで入手。同年１０月に、その番号などを使って携帯電話の出会い系サイトの料金決済に使う電子マネー約１０万円分を、決済代行会社『テレコムクレジット』（東京都港区）から８回にわけてだまし取った疑い。（後略）」　(2004/07/07, 朝日新聞)
2004年10月	2004年9月	収納代行サービス	「コンビニエンスストア大手のローソンは一日、東京都中央区の銀座八丁目店で先月二十六日、書類約三千三百枚が入った社内便バッグが盗まれたことを明らかにした。バッグに入っていたのはクレジットカード利用の明細控など、個人情報が記載されたものが大半だった。（中略）同社によるとバッグに入っていた書類は三千三百四十九枚。そのうち、二千五百二十九枚はクレジット明細控のほか、ガス料金や水道料金の収納代行票控など個人情報が含まれるものだった。情報流出による被害は確認されていないという。（後略）」　(2004/10/02, 日本経済新聞)
2004年11月	2004年1月	不明 （電子マネー）	「他人のクレジットカード番号を勝手に使い、インターネットで使われる『電子マネー』をだまし取ったとして、岐阜中署は十八日、〇〇、ガソリンスタンド店員〇〇容疑者（３０）を、電子計算機使用詐欺の疑いで逮捕した。調べによると、〇〇容疑者は今年一月十三日ごろ、岐阜市の男性（５５）になりすまし、出会い系サイトを専門とする東京都港区のクレジット決済代行会社に携帯電話で申し込み、三千八百ポイント（販売価格３万円相当）の電子マネー利用権をだまし取った疑い。（後略）」　(2004/11/19, 読売新聞)
2004年12月	2004年2月～4月	不明 （電子マネー）	「インターネット上の商取引で決済手段として使われる『電子マネー』をだまし取ったとして、警視庁ハイテク犯罪対策総合センターは、電子計算機使用詐欺の疑いで、愛知県〇〇、元携帯電話販売代理店社員、〇〇容疑者（２９）を逮捕した。〇〇容疑者は昨年末から今年十月にかけ、勤務先の代理店から顧客百人分のクレジットカード情報を不正に入手。この情報を使って総額五百万円相当の電子マネーを詐取していた。調べでは、〇〇容疑者は今年二ー四月にかけ、豊橋市内のインターネットカフェのパソコンを使い、同市内に住む男性会社員（２６）ら二十人のカード情報で、電子マネー発行会社から百四十三万円相当の電子マネーをだまし取った疑い。」　(2004/12/16, 産経新聞)
2005年5月	2005年3月	不明 （ポイント・サービス）	「家電販売店で約六十万円のテレビを代金引き換え配送で購入するよう申し込み、約六万円分の商品が購入できるポイントをだまし取ったとして、福岡県警中央署は十七日、詐欺容疑で〇〇、無職〇〇容疑者（３７）を逮捕した。調べによると、〇〇容疑者は三月上旬、福岡市・天神の家電販売店で、４０インチ薄型プラズマテレビの購入を代金引き換え配送で申し込み。店がサービスで発行しているカードに約六万円のポイントを入れさせてだまし取った疑い。〇〇容疑者は手に入れたポイントをほぼ使い切り、ゲーム機など四点を購入していた。三月中旬にテレビが配達された際は居留守を使っていた。申し込む際は偽名を使用し、『配達業者と会っても別人を装うつもりだった』と供述しているという。（後略）」　(2005/05/18, 日本経済新聞)
2005年7月	2005年7月	代金引換サービス	「宅配業者の配達員を装って、代金引換を名目に現金をだまし取ったとして、松江署は２７日、住所不定、無職〇〇容疑者（３５）を詐欺容疑で逮捕した。調べでは、〇〇容疑者は２２日午後４時ごろ、松江市内の民家を訪問。出てきた女性（６６）に『お届け物です』『代金引換です』などとうそを言って届け物を手渡し、２万２６７０円をだまし取った疑い。〇〇容疑者は私服姿だったが、箱のあて先には女性の長男（３５）の名前と住所を、送り主欄には県外の会社名を書いて女性を信じ込ませていたという。（後略）」　(2005/07/28, 読売新聞)
2006年2月	2005年10月	不明 （電子マネー）	「インターネットゲームの登場人物を売ると称して、住之江区の専門学校生の男性（１９）から電子マネーを介して現金８万円をだまし取ったとして、住之江署は１日、滋賀県内の県立高校１年の男子生徒（１６）を詐欺の疑いで逮捕、送検したと発表した。（中略）調べでは、男子生徒は昨年１０月２４日、人気ゲーム『ファイナルファンタジー１１』の登場人物を買いたいとの広告をインターネット上に出していた専門学校生に、実在しない『強いキャラクター』を売ると偽ってメールで連絡した。専門学校生は翌２５日、８万円分の電子マネーを引き出せる『管理番号』を男子生徒に教えた。ところがキャラクターを呼び出すための暗証番号が送られてこなかったので、専門学校生が同日、住之江署に被害届を出した。」　(2006/02/02, 朝日新聞)

出所：新聞報道等

報道時期	発生時期	サービス名	報道内容等
2006年6月	2006年6月	ネットキャッシュ	「プリペイドカード販売などを手がける『ＮＴＴカードソリューション』（東京都港区）は２０日、同社が運営する電子マネーサービス『ネットキャッシュ』を利用するためのＩＤ８万１１０５個が外部に流出し、このうち少なくとも３２７個が既に不正使用されたことを明らかにした。何者かがサーバーへの不正アクセスでＩＤを取得したことが判明。同社は警視庁に被害を届け出た。（中略）同社によると、流出は今月９日、客から『ＩＤが使えない』と連絡があり、判明した。同社で調査したところ、１５日までに１万円分のＩＤ３２７個が不正に使用され、被害額は約３２７万円分に上っていることが確認された。ＩＤを管理しているサーバーに、不正アクセスしてＩＤをダウンロードした形跡が残っていたという。流出したＩＤのうち、販売済みだったものは３万６８６個で、同社では、このうち既に全額分が使われたＩＤなどを除く４０３７個について、今後も不正使用される可能性があるとしている。販売前だったＩＤについては、使用できなくするための措置を取った。」　(2006/06/21, 読売新聞)
2006年6月	2006年4月	バイク便、宅配便	「警視庁は北区〇〇、〇〇容疑者（２３）ら無職の男４人を詐欺未遂容疑で逮捕した、と２日発表した。オレオレ詐欺では銀行口座に振り込ませる手口が主流だが、〇〇容疑者らは受け取りに宅配便を使っていた。捜査２課の調べでは、〇〇容疑者らは４月中旬、練馬区の主婦（５８）宅に長男になりすまして『高校の同級生の借金の保証人になり、３００万円が必要』と電話し、主婦宅に向かわせた宅配業者に金を預けさせ、だまし取ろうとした疑い。業者に対して金の受取場所を電話で何度も変更してきたため、不審に思った業者が警察に届け出た。〇〇容疑者らは容疑を認め、『口座を使うよりばれにくいと思った』と供述している。今年１～５月に同庁に被害届があったオレオレ詐欺事件のうち、２７件でバイク便や宅配便が使われたという。」　(2006/06/03, 朝日新聞)
2006月7月	不明	ラグナロクオンライン（ゲーム・ポイント）	「オンラインゲームで流通する仮想通貨。現実での貨幣価値はないはずのバーチャルマネーを使って不正に現金を稼ぐ犯罪が二十日、発覚した。国内最大手のガンホー・オンライン・エンターテイメントの元社員がゲームのデータを改ざんして仮想通貨を『不正蓄財』し、約三千万円の現金を得ていたもようだ。背景には、仮想通貨やゲームで使うアイテムを現金化するリアル・マネー・トレード（ＲＭＴ）の増殖がある。ガンホーの森下一喜社長は二十日に記者会見し、十九日に元社員（２６、懲戒解雇）が警視庁に逮捕されたことを明らかにした。容疑は不正アクセス禁止法違反だった。元社員はゲームを運営するサーバーに不正アクセスし、同社の人気ゲーム『ラグナロクオンライン』内で使う仮想通貨『ゼニー』を貯蓄。これをＲＭＴ業者に売っていた。業者は購入した『ゼニー』を一般のゲーム利用者に転売し、利ざやを稼いだとみられる。元社員にゲームの仮想通貨を操作する権限はなかったが、直属の上司の専用ＩＤを盗んで不正にアクセスした。（後略）」　(2006/07/21, 日経産業新聞)
2006月7月	2006年1月～5月	バイク便、宅配便	「多摩地区で振り込め詐欺の被害が急増している。（中略）都内全体では、６月８日現在で１０９４件の振り込め詐欺の被害が発生しているが、昨年同日現在の８３６件に比べて約３割増にとどまっており、多摩地区での急増が目立っている。（中略）各署によると、多摩地区居住者の各種の名簿が出回っていることが、被害急増の原因として考えられるという。新たな手口も目立ってきている。事前に身内になりすまして電話をかけ、『携帯電話の番号が変わった』と電話番号の登録を変えさせて、本当の身内と連絡できないようにした上で詐欺電話をかける例などもあるという。金融機関での警戒が厳しくなっていることから、振り込みではなく、宅配便やバイク便で受け渡しを求める例も出てきた。（後略）」　(2006/07/12, 読売新聞)
2006年9月	2006年1月	ウェブマネー	「ネット取引に使われる電子マネー『ウェブマネー』をだまし取ったとして、和歌山北署は１９日、岡山市の無職の少年（１９）を詐欺容疑で逮捕した。（中略）調べでは少年は今年１月、ネット上の掲示板で、オンラインゲームのキャラクター購入を希望していた和歌山市の中学生（１４）に対し、『キャラクターを売ります』などと虚偽のメールを送り、ウェブマネー１万５０００円が使える会員ＩＤとパスワードをメールで送らせだまし取った疑い。」　(2006/09/20, 毎日新聞)
2006年9月	2006年6月	メイプルストーリー（ゲーム・ポイント）	「県警生活環境課などは２５日、オンライン冒険ゲーム上で使用できるポイントアイテムをだまし取ったとして、東京都〇〇、無職、〇〇被告（２４）＝不正アクセス禁止法違反罪で起訴＝を詐欺の疑いで再逮捕した。（中略）同ゲームのポイントアイテムをだまし取った行為に対する詐欺容疑での逮捕は全国初だという。調べでは、〇〇容疑者は今年６月２４日午後６時３５分ごろ、オンライン冒険ゲーム『メイプルストーリー』のチャットで千葉県の高校３年の男子生徒（１８）に『ガシャポンチケット送ってよ。代金を払うから』などと、ゲーム内でポイントを使って購入するアイテムとゲーム上の仮想通貨の交換を持ちかけ、ポイントアイテム２点（１３００ポイント相当）を送信させ、だまし取った疑い。アイテムを受け取った直後にログアウトしたという。ポイントはゲーム会社に１ポイント当たり１円の現金を支払って購入するが、仮装通貨は冒険を進めながらゲーム内で貯めていく仕組みで、それぞれで購入できるアイテムが違うという。（後略）」　(2006/09/26, 毎日新聞)
2006年12月	2006年7月	不明（電子マネー）	「他人のクレジットカード情報を利用して不正に電子マネーを取得したとして、総社署は１２日、〇〇、会社員、〇〇容疑者（２３）を電子計算機使用詐欺容疑で逮捕した。（中略）調べでは、〇〇容疑者は同市のガソリンスタンドに勤務していた６月下旬ごろ、クレジットカードで給油代金を支払った同市の自営業男性（６１）のカード情報を入手。７月中旬ごろ、携帯電話でクレジットカード決済代行会社（東京都）の電子マネー申し込みサイトに接続し、男性のカード番号などの情報を入力して６万４０００円分の電子マネーを入手した疑い。（中略）〇〇容疑者は電子マネーを携帯電話の出会い系サイトの利用代金として使ったとみられる。」　(2006/12/13, 毎日新聞)
2006年12月	2006年4月～5月	不明（ゲーム・ポイント）	「インターネットのオンラインゲームで使う仮想通貨や武器を実際に売買する『リアル・マネー・トレーディング（ＲＭＴ）』で不法に利益を上げたとして、熊本県警が入管難民法違反（資格外活動）容疑で逮捕した熊本市の中国人留学生、〇〇被告（２３）が中国のＲＭＴ仲介会社の一員として４月以降、１億５０００万円を売り上げ、大半を中国に送金していたことがわかった。ゲーム人気でＲＭＴ市場は急拡大しており、ブームにつけこんで荒稼ぎしたとみている。ＲＭＴを巡っては金をだまし取られる被害が相次いでおり、県警は仲介会社の実態解明を急いでいる。（後略）」　(2006/12/21, 読売新聞)
2006年12月	2006年12月	バイク便	「２８日午前１０時半ごろ、川口市の無職女性（７０）から『銀行への振り込みや、バイク便などで現金約８００万円をだまし取られた』と川口署に届け出があった。同署で詐欺事件として調べている。調べによると、１９日午前９時ごろ、女性方に男の声で『消費者金融から借りた金を返さなければならない』と電話があった。女性は都内に住む会社員の長男（４４）からと思い込み、指定された銀行口座に現金２００万円を振り込んだ。その後も２２日までに、『まだ２００万円いる』『これで最後』などと電話があり、女性はさらに８回にわたって計４５０万円振り込んだ。また、２２日午後には、男が派遣したバイク便で４７万円を渡したほか、２５日午後には、長男の知人を名乗る男と自宅近くで落ち合い、１００万円を手渡した。女性は２７日夕になって、長男に確認の電話をし、だまされたことに気付いたという。」　(2006/12/29, 読売新聞)
2007年2月	2006年12月～2007年1月	エディ	「電子マネーの支払いに利用できる『Ｅｄｙ（エディ）カード』に不正に電子マネーを入金したとして大阪府警豊中署は２１日、大阪府〇〇、無職〇〇容疑者（５２）と、長女の無職〇〇容疑者（２７）、次女の無職〇〇容疑者（２５）を、支払い用カード電磁的記録不正作出容疑で逮捕した。（中略）調べでは、３人は〇〇容疑者がオーナーを務めていた、同府豊中市玉井町のコンビニエンスストア（略）で昨年１２月２９日から今年１月３日の間、Ｅｄｙカード４９枚に、同店にあるコンピューター端末を操作し、客から入金があったように見せかけ計２４７万９千円の電子マネーを不正に蓄積した疑い。」　(2007/02/22, 朝日新聞)

出所：新聞報道等

報道時期	発生時期	サービス名	報道内容等
2007年2月	2007年2月	バイク便	「青梅署は２０日、市内在住の男性（８２）が振り込め詐欺の被害に遭い、現金約９００万円をだまし取られたと発表した。現金の受け取りにバイク便を向かわせる手口だったという。同署によると、今月１２日に息子を装った男から男性の自宅に電話があり、『携帯の番号が変わったので』と新しい番号を教えられた。翌１３日、今度は息子の交際相手を名乗る女から電話で『彼に１６０万円借りているが連絡が取れない』と言われ、息子に電話するように促されたという。男性は最初の電話を息子からと思いこんだまま、教えられた携帯番号に掛けた。電話に出た男は１６０万円の借金を認めて『他にも７５０万円借りている。バイク便を向かわせるので払ってくれ』と説明。男性は自宅に来たバイク便に、１６日まで3回、計約９００万円を渡した。」　(2007/02/21, 毎日新聞)
2007年3月	不明	収納代行サービス	平成19年３月27日開催の参議院財政金融委員会での審議において、コンビニエンスストアの収納代行サービス及びインターネット上の電子的支払いサービスが、一部の出会い系サイト運営事業者等により違法取立ての手段として悪用されているとの指摘がなされた。また、コンビニエンスストアで支払うため、被害者において最終的に被害金が振り込まれる銀行口座が把握できず、被害の拡大防止に不可欠な迅速な口座凍結が難しいとの指摘もなされた。
2007年5月	2007年5月	ピタパ	「大阪市の第３セクター『大阪メトロサービス』は２２日、関西の私鉄や地下鉄で利用できるＩＣカード乗車券『京都ぷらすＯＳＡＫＡ ＰｉＴａＰａ（ピタパ）』の２６人分の個人情報が入った入会申込書と管理台帳を紛失したと発表した。同社によると、５月１０日に京都市営地下鉄京都駅構内で行ったキャンペーンで入会を受け付けた１３人の名前、住所、電話番号、口座番号が記載された入会申込書と、この１３人と仮受付者計２６人の名前、電話番号を記入した管理台帳。同日夜、キャンペーン責任者が提携先のクレジットカード会社や同社にあてて、同駅近くのポストから投函（とうかん）したが、いずれにも届かず、京都府警七条署に遺失届を提出した。」　(2007/05/23, 読売新聞)
2007年6月	2006年10月～11月	バイク便	「国税局の財産差し押さえがあるとの虚偽の文書を送りつけ、その差し押さえを免れるという名目で現金計３３５０万円をバイク便で運ばせてだまし取ったとして、愛知、神奈川、新潟、北海道警の合同捜査本部は２０日、住所不定、無職〇〇容疑者（２９）＝詐欺罪で公判中＝ら６人を詐欺容疑で逮捕した。捜査本部は被害届が出ている分だけで、同様の手口で全国の２４人から計約７１００万円を詐取したとみて調べている。（中略）調べでは、〇〇容疑者らは共謀し、昨年１０月下旬～１１月上旬、名古屋市瑞穂区の小学校教諭の女性（５０）ら３人に『債権差押に基づく資産調査の通告』と題し、国税局が差し押さえを行うかのようなニセ文書を郵送。そのうえで弁護士をかたって女性らに『国税局が動いた。預金が没収される。解約して準備した貸金庫に預かる。バイク便を手配する』などと言い、バイク便業者にＪＲ熱海駅（静岡県熱海市）まで運ばせ、現金計３３５０万円をだまし取った疑い。」　(2007/06/21, 朝日新聞)
2007年8月	2007年1月～6月	バイク便	「今年に入ってからの振り込め詐欺は、昨年までと大きく異なる。東京都内で今年上半期（１～６月）に届け出があった９３０件の振り込め詐欺の被害について、警視庁が分析したところ、現金を現金自動預け払い機（ＡＴＭ）で振り込ませる手口が、全体の１%に満たない９件にとどまり、７０%近くを占めた昨年と比べて大幅に減少した。代わって目立っているのが、キャッシュカードをＡＴＭに持参させ、被害者の口座から指定の口座に振り込ませる手口だ。昨年の６%から今年は３８%（３５０件）に急増し、ＡＴＭではなく金融機関の窓口で現金を振り込ませる手口も１９%から５２%（４８３件）へと３倍近くに増えた。バイク便に現金を預けさせる手口や、『かわりの人間がカネを取りに行く』と言って手渡しで現金を受け取る手口も頻発している。（後略）」　(2007/08/17, 読売新聞)
2007年9月	2007年1月～2月	ANAマイレージ、エディ	「他人のパスワードで全日空のマイレージクラブ会員のサイトに不正アクセスし、たまっていたマイルを勝手に電子マネー（Edy）に交換して三万円分をだまし取ったとして、宮城県警生活環境化などは十八日、不正アクセス禁止法違反などの疑いで、同県〇〇、日本通運東北総代理支店社員、〇〇容疑者（22）を逮捕した。（中略）調べでは、〇〇容疑者は一月下旬ごろから二月ごろにかけて十回にわたり、自分の携帯電話から仙台市に住む男性（72）と大阪市の男性（42）のマイレージクラブ会員サイトに不正侵入。マイルをEdyに変えて、自分の携帯電話に三万円分を入金した疑い。〇〇容疑者は、主に空港で登場手続き業務を担当。マイレージの会員番号を知ることができたという。」　(2007/09/19, 日本経済新聞)
2007年9月	2007年3月以降	スイカ、パスモ	「路線バスの運賃箱に、鉄道、バス共通ＩＣカード乗車券の『ＰＡＳＭＯ（パスモ）』や『Ｓｕｉｃａ（スイカ）』を近づけてしまい、本人が知らぬ間に運賃が誤って引き落とされるトラブルが相次いでいる。 バス会社は運賃箱近くに立つ時は、手持ちのＩＣカードを読み取り部分に近づけすぎないように呼びかけているが、ＩＣカードの発行枚数が急増していることなどから、同様の事態は広がりそうだ。首都圏の大手バス会社、関東バス（東京）では今年３月、パスモとスイカで運賃を支払えるようにしてから、運賃を支払う時以外にも機械が反応し、運賃が引き落とされるケースが少なくとも１４件あった。乗客が申し出るなどして、いずれも返金したという。」　(2007/09/22, 読売新聞)
2007年9月	2007年7月	収納代行サービス	「コンビニエンスストア『コミュニティ・ストア』を経営する『国分グローサーズチェーン』（東京都中央区）は、さいたま市中央区新都心のさいたま新都心店が保管していた公共料金などの納入書１７７３枚を紛失したと発表した。納入書には氏名、住所など個人情報が記されているものもあるが、これまでに不正利用の報告はないという。同社によると、通常、店舗で支払われた電気やガスといった公共料金などの納入書は、店が店舗控え分を３カ月間保管し、その後同社が一括して回収、処分することになっている。３日に、この店舗分を回収しようとした際、５月１６日から７月４日までに支払われた公共料金や通信販売の収納代行の納入書がないことがわかった。同店では、納入書を束にして事務所の机の上に置いていたといい、同社は『７月に事務所内を整理した際に、廃棄された可能性が高い』としている。（後略）」　(2007/09/19, 朝日新聞)
2007年11月	2007年11月	収納代行サービス	「当社の加盟店店舗において、公共料金等の払込票（本部控え分及び店舗控え分）を紛失する事故が発生致しました。該当のお客さまをはじめ関係する皆さま方にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社は、かかる事故が発生したことを重く受け止めており、再発防止に向けて収納代行業務における払込票の管理状況を再点検し、個人情報の安全管理を徹底してまいります。 なお、現時点でお客さまの情報が悪用された事実は確認されておりません。また、該当のお客さまからお預かりした収納料金は本年11月14日時点で収納処理が完了しており、未納扱いとなることはございません。本件事故の状況とお客さまへの対応につきまして、下記のとおりでございます。（中略） ２．紛失した払込票及びお客さまの個人情報 本年11月6日（火）10時54分から16時24分までの収納取扱い分のうち70件の払込票の本部控え分と店控え分であり、払込票の種類によりお客さま氏名、住所、電話番号等の個人情報が記載されております。 ３．　事故発生の経緯と現時点の状況 本年11月10日、該当店舗の払込票本部控えの一部が当社の加盟店会計事務所に未着であることが判明し、事故発生の疑いが生じました。早速、当社関係者が捜索を行い、現在も継続しておりますが、本日に至るまで発見には至っておりません。店外に持ち出された形跡がないことは確認されており、また捜索と店舗従業員等からの聴取の結果からも、11月6日夕刻に払込票を店舗事務所に回収した後に誤ってゴミとして廃棄してしまった可能性が極めて高いものと判断されます。なお、このゴミは事業系ごみ回収業者によって回収され、すでに焼却処分されていることを確認しております。」　(2007/11/16,　ミニストップ㈱プレスリリース)

出所:新聞報道等

報道時期	発生時期	サービス名	報道内容等
2007年11月	2006年12月以降	スイカ	「携帯電話でクレジットカード番号などを登録すれば、その携帯を電子マネーとして買い物などに利用できるＪＲ東日本のサービス『モバイルＳｕｉｃａ（スイカ）』で、本人になりすまして買い物をする不正利用が多発していることが９日わかった。ＪＲ東日本によると、１０月中旬時点で不正に使われたクレジットカードは６５枚、被害金額は約９９０万円に上り、同社は、電子計算機使用詐欺容疑で警視庁に被害届を提出している。ＪＲ東によると、モバイルスイカはクレジットカード番号や氏名など１４項目の個人情報を携帯電話に入力し、会員登録すれば、専用端末のあるホテルやコンビニエンスストアで現金代わりに利用することができる。ただ、登録の際、カード会社は１４項目の中の一部の情報だけを確認するシステムになっているため、別人がそれだけを入力して本人になりすますことが可能だという。昨年１２月以降、身に覚えのない利用明細書が届いた会員からの苦情がＪＲ東に相次ぎ、同社で調べたところ、多数の不正利用が発覚。ホテルなどで数百回使われ、約３００万円の被害を受けた会員もいる。ＪＲ東は『本人確認の項目を増やしたり、現在は一回２万円となっている利用上限額をさらに制限するなどの対策をとりたい』としている。」　(2007/11/09, 読売新聞)
2007年12月	2007年3月	ヤフーかんたん決済	「ヤフーオークションの落札代金立て替えサービスを悪用して現金をだまし取ったとして、京都府警ハイテク犯罪対策室と伏見署などは５日、詐欺などの疑いで、福岡県〇〇、会社役員〇〇被告(25)と同県〇〇、無職〇〇被告(32)＝いずれも不正アクセス禁止法違反の罪で起訴＝を再逮捕した。 調べでは、２人は共謀して３月２１日、宮崎県の女性(44)に成り済ましてオークションでソファを約１２万円で落札した。『ヤフーかんたん決済』を使って、出品者の男性(32)への代金支払いを業者に立て替えさせた後に落札をキャンセルし、男性に代金の返金をメールで求め、手数料を除く約１０万円を他人名義の口座に振り込ませるなどした疑い。『ヤフーかんたん決済』は、代金立て替え業者が出品者に代金を支払い、落札者は後日、クレジットカードで決済するサービス。府警によると、２人は３月に京都市伏見区の女性のＩＤなどを盗み、この女性に成り済ましてオークションにクッキーを架空出品した。落札しようとした宮崎県の女性に対し、本人認証と称して名前やクレジットカードの情報を入力させるフィッシングサイトに誘導し、こうした情報を今回の詐欺事件に悪用した、という。府警は、同様の手口の詐欺の被害が総額約１５００万円に上るとみて、余罪を追及する。」　(2007/12/05, 京都新聞)
2008年1月	不明	セカンドライフ	「銀行が一斉に閉鎖され、口座から現金を引き出せなくなった人々が、各銀行に抗議に押しかけて騒然となった―インターネット上のサービス『セカンドライフ』の中で、こんな騒ぎが起きている。『セカンドライフ』では、コンピューターグラフィックス（ＣＧ）で描かれた立体感のある都市などの仮想世界を体験できる。米国のリンデンラボ社が、２００３年に開設し、世界各地から１２００万人が加入している。クレジットカード番号を登録すると、米ドルと交換可能な仮想通貨を入手することが出来る。仮想空間内の土地や建物の売買が行われ、仮想通貨の供給量は１６００万ドル相当に上る。２０万ドル相当を稼いだ長者が米国のビジネス誌でも紹介された。しかし、コンピューター・システムが壊れれば、投資した財産は戻らない。“銀行閉鎖”は、預金者に年２０～６０％の高金利を約束しながら守らない銀行が多いため、リンデンラボ社がとった荒療治だった。『セカンドライフ』の健全化につながると歓迎する利用者もいる。被害総額は不明だが、仮想世界の経済活動のリスクを象徴する出来事と言える。（後略）」　(2007/02/07, 読売新聞)
2008年1月	2007年9月～10月	パスモ	「元東京都交通局の職員が在職中、偽造したＩＣカード乗車券『ＰＡＳＭＯ（パスモ）』を使って現金約２３万円をだまし取ったとして、警視庁捜査２課は２３日、元同局主事、〇〇容疑者（２８）（埼玉県〇〇）を詐欺などの疑いで逮捕した。 〇〇容疑者は、廃棄される前の磁気カード式の定期券を不正に入手、その定期券を使ってパスモを偽造する手口で約１００回、総額約６００万円を詐取したとみられ、同課で裏付けを進める。調べによると、〇〇容疑者は昨年９月～１０月、勤務先の都営新宿線馬喰横山駅の自動定期券発行機で、自分の定期券（７万７３９０円分）をパスモに切り替えた際、不要になった定期券が保管されている回収ボックスの鍵を勝手に開けて取り戻し、その定期券の情報を基に２枚のパスモを偽造して別の駅で払い戻しを受け、計２３万円をだまし取った疑い。（後略）」　(2008/01/23, 読売新聞)
2008年2月	2006年度以降	不明（ポイント・サービス、電子マネー）	「『あなたに懸賞金が当たった』というメールが携帯電話に届き、受け取るための手続きを進めるうちに手数料などの名目で金をだまし取られる被害が急増していることが、国民生活センターのまとめで分かった。同センターは『消費者心理につけ込んだ悪質な手口。メールが届いてもお金は支払わず無視してほしい』と注意を呼びかけている。同センターによると、こうした内容のメールは２００６年度に初めて確認され、今年度に入り急増。これまでに全国で約３００件の相談が寄せられている。被害者は２０―３０歳代の女性が多く、３００万円近くだまし取られた人や消費者金融から借金をしてまで支払った人もいるという。ある３０代の女性会社員は、登録した覚えのない出会い系サイトから『一千万円の懸賞金が当たった』というメールが届いた。懸賞金の受渡しには手続きが必要で、手続き内容のメールを見るなどのやり取りにはサイト上で使うポイントの購入が必要だった。なかなか懸賞金がもらえる段階にならず途中でやめようとすると『今やめたらもったいない』というメールが届き、気がつくとクレジットカードなどで２６０万円分のポイントを購入していた。別の20代女性会社員も同様に当選メールが届き、手続きに必要なサイト上の電子マネーを購入。手続きにかかった費用は負担してくれるというので借金をしてまで電子マネーを購入し、３００万円近く支払った。しかし『銀行が混んでいて懸賞金を振り込めない』などの理由でいまだに懸賞金は受け取っていない。（後略）」　(2008/02/20, 日本経済新聞)
2008年3月	2007年10月	不明（ポイント・サービス）	「インターネットの通信販売で他人に成りすまして商品を購入し、還元されるポイントをだまし取ろうとしたとして、八王子署は１３日、府中市に住む私立高校３年の男子生徒（１８）を電子計算機使用詐欺未遂や偽計業務妨害容疑などで逮捕したと発表した。調べでは、生徒は第三者の女性の名前や住所を使用し、ネット上の通販サイトに会員登録。０７年１０月２５日から２６日にかけて、５回にわたり女性名義で高級バッグなど２０９点（２０００万円相当）を購入し、還元される約２０万ポイントを詐取しようとした疑い。１ポイントを１円換算で同じ通販会社で買い物などができる。生徒は『ポイントで買い物をしたかった』と供述。八王子署は女性の名前や住所など個人情報の入手ルートを捜査している。」(2008/03/14, 毎日新聞)
2008年3月	2006年5月～2007年5月	ヤフーかんたん決済 ※2007年12月報道事件の追加報道	「ヤフーオークションの落札代金立て替えサービスを悪用した詐欺事件で、京都府警ハイテク犯罪対策室と伏見署などは１０日、組織犯罪処罰法違反（犯罪収益隠匿）の疑いで、福岡県〇〇、会社役員〇〇被告（25）＝詐欺罪などで公判中＝を追送検した。調べでは、〇〇容疑者は２００６年５月から昨年５月の間、ヤフーオークションの『ヤフーかんたん決済』を使って代金立て替え業者から２１回にわたってだまし取った計約２２０万円を、他人名義の銀行口座に振り込ませて隠した疑い。府警によると、〇〇容疑者は他人のＩＤやクレジットカード情報を使ってオークションの商品を落札後、キャンセルして代金の返金を求める手口で、約２００件（総額約１５００万円）の余罪を自供している、という。」　(2008/03/10, 京都新聞)
2008年4月	2007年10月、2008年2月	収納代行サービス	「千葉市納税管理課などは４日、若葉区のコンビニエンスストアの男性店員が、同店で支払われた公共料金計７万円を着服していたと発表した。料金は既に同店の店長が市に全額弁済した。店長からの被害届を受理した千葉東署が業務上横領容疑で捜査している。同課によると、着服された公共料金は同区在住の男性２人の市税と国民健康保険料で合計約７万円。０７年１０月１日と０８年２月１６日に同店で支払われた。３月６日に、被害に遭った男性のうちの１人から、同区役所に『支払ったはずの市税の督促状が送付されてきた』と問い合わせがあり、料金が未払いになっていたことが発覚。男性が領収書を保管していたことから、市が収納代行業者に調査を依頼し、男性店員が支払いを受けた後、データを消去するなどして着服したことがわかった。」(2008/04/05, 毎日新聞)

出所：新聞報道等

報道時期	発生時期	サービス名	報道内容等
2008年9月	2008年度	代金引換サービス	ネットショッピングや通信販売で買った商品を、代金引き換えで受け取る「代引き決済」を巡るトラブルが増えている。注文と異なる商品が届いたのに代金を支払ってしまったり、頼んでもいないのに勝手に送りつけられて請求されるといったケースが目立つ。県消費生活センターは、悪質商法の事例もあるとみて、注意を呼びかけている。　今年度、同センターに寄せられた相談は、これまでに２３件。昨年同期（１７件）に比べ約３割増えている。 代引きは、商品を送る業者が宅配や運送業者に代金の受け取りを代行させるシステム。客は運送業者に、玄関先などで送料や手数料を含んだ商品代金を支払い、商品を受け取る。 同センターによると、受取人が購入者と違う場合などで「家族が注文したのだろう」と思い込み、確認せずに代金を支払うケースが目立つという。ほとんどがネットショッピングや通販といったクーリングオフのできない購入形式のため、返金してもらえない恐れがある。 下越地方に住む女子高校生は今年５月ごろ、ネットショッピングで財布を約７０００円で購入。代金を宅配業者に支払って中身を開けると、安い別物の財布だったため、販売業者に返金を求めたが、連絡が取れないという。 健康食品の無料サンプルを申し込んだ下越地方の７０代男性は、今年７月、頼んでもいないのに健康食品を代引きで送りつけられ、１万円を宅配業者に支払ってしまった。 同センターは、「消費者が契約書をよく読んでいないケースもある」としながらも、代引きを悪用した悪質商法の可能性も指摘。「受け取りの際は家族に確認するなど意思疎通を図ってほしい」と話している。（2008/09/02, 毎日新聞）

出所：新聞報道等

金融関係事犯の法令別検挙状況（平成14～18年）

法令別＼年次	14年		15年		16年		17年		18年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	498	418	1303	1076	998	977	743	684	697	710
出資法	236	269	769	753	555	657	404	435	369	411
貸金業規制法	253	135	521	284	431	302	318	225	306	264
その他	**9**	**14**	**13**	**39**	**12**	**18**	**21**	**24**	**22**	**35**

（注）:「その他」は銀行法等。

○「犯罪インフラ」について（警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況（平成１９年）」より抜粋）

（略） このように外国人の不法入国や不法滞在の定着を助長したり、来日外国人が犯罪を繰り返し行うことを助長する基盤を総称していわゆる「犯罪インフラ」と呼んでいる。

一般に、犯罪インフラとして挙げられる事案として、地下銀行、偽装結婚、旅券・外国人登録証明書等各種証明書等の偽造及び不法就労助長事案等が挙げられる（略）。

犯罪インフラは、既に日本国内に根を下ろし、不法滞在者を始め、来日外国人犯罪組織の非公然・非合法活動を幅広くサポートしており、極めて憂慮すべき状況にある。

出所：警察庁「平成19年度警察白書」、「来日外国人犯罪の検挙状況（平成１９年）」

最近の地下銀行の摘発事例

＜平成16年＞

［事例］　タイ人組織による地下銀行事件（６月・長野）
・長野県在住のタイ人がタイ向けの地下銀行を営んでいるとの情報に基づき内偵捜査し、６月までにタイ人男女３人を銀行法（無免許営業）違反で逮捕した。これまでの捜査で平成15年２月ころから翌年５月ころまでの間に、約５億7,000万円を海外送金していた。
［事例］　ベトナム航空クルーらによる銀行法違反等事件（９月・山口、大阪）
・他事件の捜査で、大阪府八尾市所在のベトナム物産店で地下銀行を営んでいる情報を入手し、９月24日までにベトナム人と日本人妻の２人を銀行法（無免許営業）違反で検挙した。ベトナムへの資金補填にベトナム航空客室乗務員を利用し、平成12年８月から平成15年３月までに約１億5,000万円を海外送金していた。
［事例］　インドネシア人等による地下銀行事件（10月・静岡）
・10月14日までに、浜松市内所在の東南アジア系食材店を隠れ蓑に、平成14年７月ころからインドネシアに不正送金を行っていたインドネシア人６人及び日本人１人を銀行法（無免許営業）違反で逮捕した。被疑者は、全国29都府県に居住する多数の者から依頼を受け、反復継続して延べ２万件余、総額約30億円を海外送金していた。
［事例］　中国人グループによる銀行法違反事件（11月・警視庁、北海道）
・偽造外国人登録証明書を使って郵便貯金口座を開設しようとして、偽造有印公文書行使等で逮捕した中国人女性が多数の預貯金通帳やキャッシュカードを所持していたことから追及したところ、中国向けの地下銀行を無許可で営んでいたことが判明、11月、同女性を銀行法（無免許営業）違反で再逮捕した。これまでの捜査で被疑者は美容室を営む傍ら、平成14年１月から約２年９か月の間に不法滞在の中国人ら約1,000人から送金依頼を受け、約15億円を中国に送金していたことが判明している。
［事例］　タイ人等による組織的な銀行法違反（無免許営業）事件（11月・宮城、群馬）
・スナックにおける売春事犯摘発で不法残留被疑者として逮捕したタイ人ホステスなどの供述から、群馬県高崎市内のタイ食料品販売店を拠点とするタイ向けの地下銀行情報を入手し、内偵捜査後の11月24日にタイ人など被疑者４人を銀行法（無免許営業）違反で逮捕した。これまでの捜査で被疑者らは、平成13年から３年間で約60億円を海外送金していた。

出所：警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」

＜平成17年＞

［事例１］　対中貿易を仮装した銀行法違反事件（１月・警視庁）
・中国物産関係の名称で地下銀行を開設し、平成13年５月から中国に不正送金を行っていた中国人２人及び日本人１人を銀行法（無免許営業）違反で逮捕した。被疑者らは、不法滞在の中国人ら約2,000人から送金依頼を受け、約50億円を中国に送金していた。
［事例２］　中国人等グループによる銀行法違反事件（３月・奈良）
・窃盗事件の捜査を端緒に、中国人女性等による地下銀行事件が発覚し、４月までに同女を含む中国人９人、日本人４人を銀行法（無免許営業）違反等で逮捕した。被疑者らは、関東や関西を中心に、全国各地の客から国外送金の依頼を受け、約５億5,000万円を送金していた。
［事例３］　インドネシア人による銀行法違反事件（６月・大阪）
・６月４日までに、不法滞在者等からの依頼を受けて、インドネシア向けの不正送金を請け負っていたインドネシア人男女３人を銀行法（無免許営業）違反で逮捕した。被疑者らは、平成15年11月から平成17年５月までの間に、全国13都府県に居住する多数の者から依頼を受け、総額約６億円を海外送金していた。
［事例４］　帰化女性による銀行法違反事件（７月・大阪）
・偽造カード使用詐欺事件の捜査を端緒に、中国人女性による地下銀行事件が発覚し、７月までに同女や口座名義人、送金依頼人を銀行法（無免許営業）違反等で逮捕した。被疑者は、別の事件で逮捕した中国人を始め、多数の中国人から依頼を受け、平成15年５月から、約５億2,000万円を送金していた。
［事例５］　韓国人による銀行法違反事件（７月・大阪）
・７月12日、不法滞在者等からの依頼を受けて、韓国向けの不正送金を請け負っていた韓国人男女２人を銀行法（無免許営業）違反で逮捕した。被疑者らは、平成16年１月から平成17年３月までの間に、全国21箇所に集金代理店を置いて、多数の者から依頼を受け、総額約498億円を海外送金していた。

出所：警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」

＜平成18年＞

［事例１］　ブラジル人グループによる銀行法違反事件（１月・富山）
・１月16日、旅行会社を隠れ蓑に、不法滞在者等からの依頼を受けて、ブラジル向けの不正送金を請け負っていたブラジル人男女４人を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。被疑者らは、平成５年１月から平成18年１月までの間に、全国33都道県に居住する多数の者から依頼を受け、総額約80億円を海外へ不正に送金していた。
［事例２］　中国人による全国規模の銀行法違反事件（１月・愛知）
・１月までに、不法滞在等の中国人から依頼を受け、中国に不正送金していた中国人２人を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。被疑者らは、平成14年９月以降、全国34都道府県の不法滞在等の中国人約1,200人から依頼を受けて、被疑者らが役員を務める会社名義等の約40口座を使い、総額約34億円を中国へ不正に送金していた。
［事例３］　中国人による銀行法違反事件（１月・大阪）
・１月25日までに、不法滞在者等からの依頼を受けて、中国向けの不正送金を請け負っていた中国人２人を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。被疑者らは、平成15年12月から平成17年12月までの２年間に、不法滞在者を含む多数の中国人から依頼を受け、総額約75億円を中国へ不正に送金していた。
［事例４］　韓国人による銀行法違反事件（６月・警視庁）
・６月19日、韓国物産店を隠れ蓑に、在日韓国人等からの依頼を受けて、韓国向けの不正送金を請け負っていた韓国人１人を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。被疑者は、昨年以降、約1,400件の依頼を受け、総額約１億2,000万円を海外へ不正に送金していた。
［事例５］　インドネシア人による銀行法違反事件（６月・栃木）
・６月21日までに、不法滞在者等からの依頼を受けて、インドネシア向けの不正送金を請け負っていたインドネシア人２人を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。本件は宇都宮市の風俗店をめぐる人身売買事件の突き上げ捜査の結果判明したもので、被疑者らは平成13年ころから平成18年６月にかけて、全国から約３万件の依頼を受け、総額約30億円をインドネシアへ不正に送金していた。
［事例６］　バングラデシュ人による地下銀行事件（７月・千葉）
・７月30日までに、不法滞在者等からの依頼を受けて、バングラデシュ向けの不正送金を請け負っていたバングラデシュ人２人を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。被疑者らは、約５年間で延べ約1,500人から依頼を受け、総額約23億円を不正に送金していた。
［事例７］　スリランカ人による地下銀行事件（10月・岐阜）
・10月18日、不法滞在者からの依頼を受けて、スリランカ向けの不正送金を請け負っていたスリランカ人ら２人を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。被疑者らは、平成17年６月ころから平成18年９月にかけて、総額24億円をスリランカへ不正に送金していた。

出所：警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」

＜平成19年＞

［事例１］　韓国人組織による銀行法違反事件（４月・警視庁）
・３月までに、韓国人から依頼を受け、韓国に不正送金していた韓国人３人を逮捕した。被疑者らは、平成15年９月から平成19年２月までの間に、総額約10億円を韓国へ不正に送金していた。
［事例２］　フィリピン人らによる銀行法違反事件（６月・神奈川）
・６月までに、不法滞在者等のフィリピン人から依頼を受け、フィリピンに不正送金していたディスコ経営者と窓口役のフィリピン人２人を逮捕した。被疑者らは、平成12年５月からの約７年間にわたり総額約９億8,500万円をフィリピンへ不正に送金していた。
［事例３］　ネパール人による銀行法違反事件（６月・栃木）
・７月13日までに、不法滞在者等からの依頼を受けてネパール向けの不正送金を請け負っていたネパール人１人を銀行法違反（無許可営業）で逮捕した。本件は、大手時計メーカーの商取引を利用した送金システムにより、30都道府県から700回の依頼を受け、約２億円をネパールへ不正に送金していた。
［事例４］　中国人による組織的な銀行法違反事件（７月・愛知）
・７月までに、公文書偽造や入管法違反で逮捕した中国人７人の依頼により中国へ不正送金していた中国人１人を銀行法違反（無許可営業）で逮捕した。被疑者は、平成１５年９月頃から複数の口座を使い、総額約15億円を不正に送金していた。
［事例５］　韓国人らによる店舗型の銀行法違反事件（８月・埼玉）
・８月６日、不法滞在者等の韓国人から依頼を受け、韓国に不正送金していた食材販売店経営者と従業員の韓国人５人を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。被疑者らは平成12年１月から平成19年８月までの間に、総額約12億円を韓国へ不正に送金していた。
［事例６］　インドネシア人研修生による組織的銀行法違反事件（８月・長野）
・９月25日、不法滞在者等のインドネシア人から依頼を受け、不正送金していたインドネシア人研修生を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。被疑者は平成18年１月から平成19年７月までの間に、不法滞在者等97人から依頼を受け、総額約１億7,000万円をインドネシアへ不正に送金していた。
［事例７］　タイ人らによる人身売買事件に絡む銀行法違反事件（11月・長野）
・タイ人女性の人身売買（売渡し）で逮捕したスナック経営者のタイ人女性が、売買代金の一部の現金をタイ雑貨店を通じてタイのブローカーに不正送金していた事件で、タイ人専門学校生ら２人を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。
［事例８］　ミャンマー人雑貨商らによる銀行法違反事件（11月・警視庁）
・11月26日、不法滞在者等のミャンマー人からの依頼を受け、ミャンマーに不正送金していたミャンマー人会社経営者ら５人を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。被疑者らは、平成15年から平成19年までの間に、総額約15億円をミャンマーへ不正に送金していた。

出所:警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」

商取引を利用した地下銀行の例

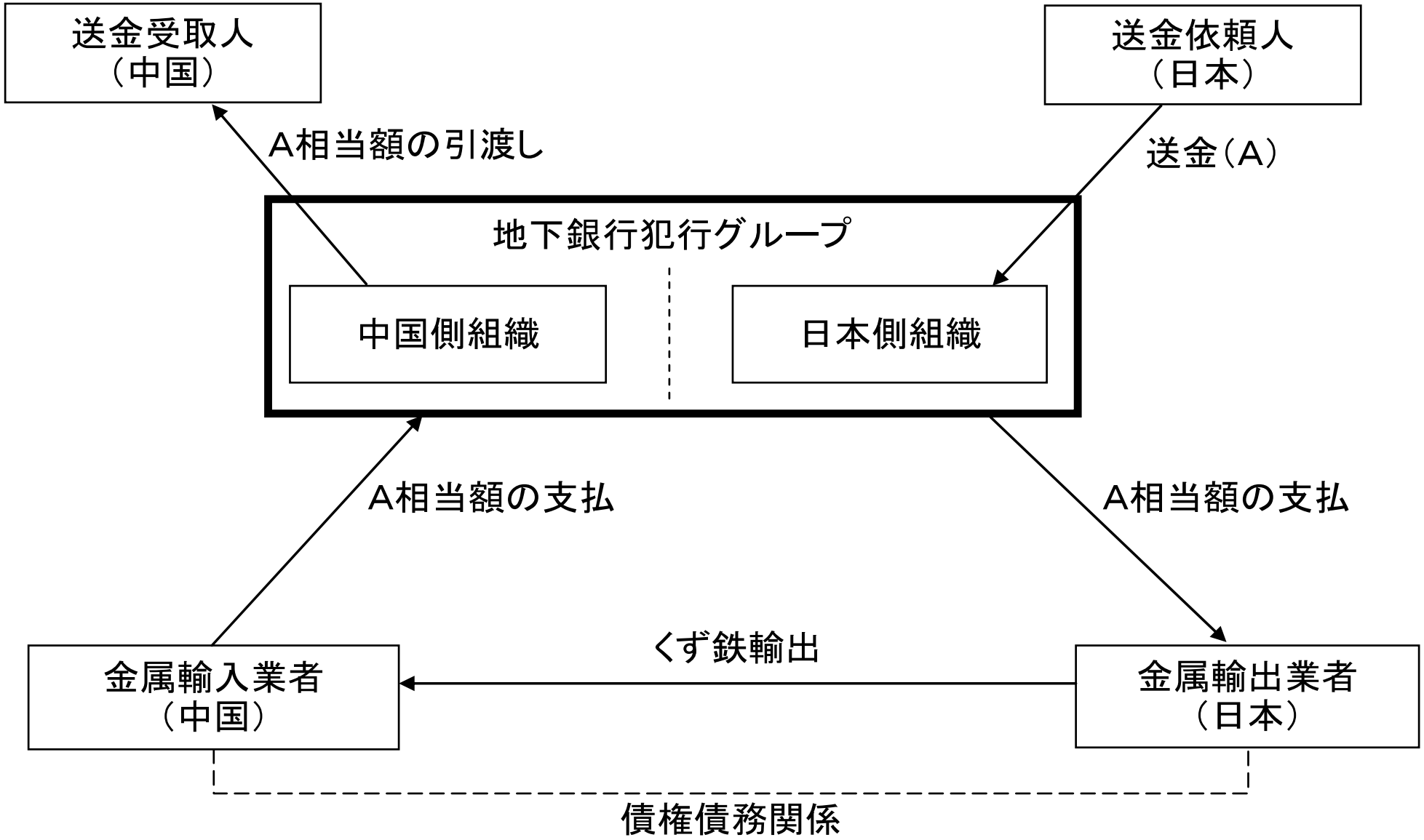

出所：2008年１月29日付産経新聞朝刊記事に基づき金融庁作成

商取引を利用した地下銀行の例

地下銀行　好調鉄くず輸出悪用　中国に24億不正送金　94企業関与

「中国人グループが日本から中国に違法に送金する「地下銀行」を全国規模で営んでいた事件で、警視庁と宮城、神奈川、宮崎各県警の合同捜査本部は28日、銀行法違反の疑いで7都府県の金属加工貿易会社など7社を家宅捜索した。グループは北京五輪を控え、需要が多く取引の活発な鉄くずの輸出を悪用して送金を繰り返していた。7社を含め国内94の企業が関与しており、これほど多数の企業が関与していたのは異例で、合同捜査本部はグループの全容解明を進める。

■蛇頭メンバー

合同捜査本部はこれまでに銀行法違反（無許可営業）などの疑いで、犯行グループの中国人ら15人を逮捕した。この中には銀行口座を提供していた日本人の男3人も含まれる。

調べでは、このなかには、銀行口座を提供していた日本人の男3人も含まれる。犯行グループは平成14年7月から昨年9月までの間、国内滞在の中国人の送金依頼を受け、銀行業の許可がないのに中国の指定先に不正送金した疑い。利用者は延べ4180人で送金額は約24億円にのぼる。

グループが営んでいた地下銀行は、国内では「神奈川」「千葉」の2つの組織があり、「神奈川グループ」の首謀者で横浜市に住む中国籍の男（35）＝銀行法違反の罪で懲役4年＝は逮捕された。一方の「千葉グループ」の主犯格の男（31）は、昨年11月に神戸港から中国へ逃亡している。

逮捕者の供述から、2グループを統括していたのは、中国・福建省在住の30代の「老板（ラオパン）」と呼ばれる男であることが判明。男は密航あっせん組織「蛇頭」のメンバーで、昨年2月まで日本に住んでいたという。

■五輪控え高騰

過去に摘発された地下銀行では、客から預かった現金を犯行グループが現地に運び、送金指定先に手渡すのが一般的だった。だが、今回摘発された中国人グループの不正送金は、日中間の鉄くず取引を悪用して送金していたのが特徴だ。流れはこうだ。

まず、日本国内の依頼人からグループが預かった現金は、「鉄くず代金の一部」として、日本の金属輸出業者に振り込まれる。この業者から鉄くずを購入した中国側企業は、代金の一部しか日本企業に支払わず、残金を犯行グループの中国側の組織に渡す。中国側組織は残金を“プール金”としてため、中国の受取人に手渡していた。

北京五輪を控え、中国では鉄くずが高騰しており、「日本からの輸出が急増していることに目をつけ、不正送金を紛れ込ませていた」（警視庁幹部）。鉄の輸出回数が増えれば、それだけ不正送金も頻繁に行えるメリットがあったとされる。

■日本人社長も

送金に関与していた国内の金属輸出業者は、東京都や宮城県など日本全国の94社。大半は中国人がオーナーだが、日本人や韓国人が社長を務めている会社もある。

これまでも通常の商取引を利用し海外へ不正送金するケースはあったが、「100近い国内企業が関与していたのは異例」（捜査幹部）。捜索を受けたのは、特にグループからの入金額が多かった7社で、最大で総額約16億円の入金を受けていた。

合同捜査本部は7社が不正送金に取引が悪用されていることを把握していたとみて会社関係者らから事情を聴くとともに、押収した資料を分析し、ほかの企業についても不正送金への関与の度合いを調べる。」

出所：2008年1月29日付産経新聞朝刊

各国におけるリテール決済サービスに対する規制

		日本	米国	EU	英国
資金移動サービス（送金等）	根拠法令	銀行法	ニューヨーク州送金業者法	EU 決済サービス指令 ※加盟国は、2009 年 11 月 1 日までに国内法施行	―
	監督規制	・免許（銀行） ※　送金は、銀行業（為替取引）にあたり、銀行しか行えない。	・免許（送金業者） ※　銀行は、送金業者法の規制を受けず、送金ができる。 ・営業保証金（50 万ドル以上） ・運用規制（未済・未使用残高以上の流動性資産保有） ・他業禁止規制なし （送金とは、送金のための資金の受入、その送金、Check（小切手、手形、トラベラーズチェック、マネーオーダーその他の送金又は支払いのための手段）の売買。Bill payment services も含まれる。）	・免許（決済機関） ※ 信用機関は、決済機関の免許を取得することなく決済サービスを提供できる。 ・当初資本（2 万～12．5 万ユーロ以上） ・自己資金の維持（算定方法は加盟国の判断） ・顧客資産保全義務（兼業の場合のみ） ・他業禁止規制なし 【加盟国の判断により小額取引業者を登録制とすることが可能。】 （決済サービスとは、口座への入金・出金、取引執行（自動引落等）、支払手段の発行、送金、携帯電話等による決済取引の執行。Bill payment services も含まれる。）	※　現在規制はないが、決済サービス指令の国内法制化の準備が行われており、決済機関を金融サービス市場法の下で規制予定。
	上　限	利用上限なし	利用上限なし	利用上限なし	―
	マネロン	規制対象（犯罪収益移転防止法）	規制対象（銀行秘密法・愛国者法）	規制対象（マネーローンダリング防止指令）	規制対象（マネーローンダリング規則）
	セーフティネット	あり	なし	なし	―
資金前払サービス（プリペイド）	根拠法令	前払式証票の規制等に関する法律	ニューヨーク州送金業者法	EU 電子マネー指令	金融サービス市場法
	監督規制	・第三者型（登録）、自家型（届出） ※　銀行であってもプリカ法上の登録等が必要。 ・資本規制（1 億円以上等（第三者型のみ）） ・供託義務（未使用残高の 1/2 以上（未使用残高 1000 万円超の場合）） ・他業禁止規制なし	※　送金の一つとして取扱われ、送金と同じ規制を受けるが、第三者型・電子媒体のみ規制対象。 ※　第三者型ストアードバリューは、通常、銀行口座において資金がプールされる。	・免許（電子マネー機関） ※　信用機関は、電子マネー機関の免許を取得することなく電子マネーを発行できる。 ・当初資本（100 万ユーロ以上） ・自己資金の維持（未使用残高の 2%以上） ・運用規制（未使用残高以上の流動性資産の保有） ・他業禁止 ・第三者型・電子媒体のみ規制対象 【加盟国の判断により小額電子マネー発行者等を適用除外とすることが可能。】	・免許（電子マネー機関） ※　銀行でも、電子マネー発行の免許が必要。 ・当初資本（100 万ユーロ以上） ・自己資金の維持（未使用残高の 2%以上） ・運用規制（未使用残高以上の流動性資産の保有） ・他業禁止 ・第三者型・電子媒体のみ規制対象 【小額電子マネー発行者等を適用除外】
	上限等	利用上限なし	利用上限なし 換金自由	利用上限なし 換金義務	利用上限なし（注） 換金義務
	マネロン	なし	規制対象（銀行秘密法・愛国者法）	規制対象（マネーローンダリング防止指令）	規制対象（マネーローンダリング規則）
	セーフティネット	なし	なし	なし	なし

※　代引き・エスクロ（資金移動サービス）、ポイントは、米国、EU、英国において、監督・マネロン規制の対象外。
注）英国においては、無権限者取引に対する消費者保護の対応等を行っていない電子マネーについては、蓄積額について 1000 ポンドの上限がある。

２．前払式支払手段

前払式証票規制法の概要

○　前払式証票の規制等に関する法律（前払式証票規制法）は、「発行等の業務の適正な運営を確保することにより、前払式証票の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証票に係る信用の維持に資すること」を目的として、平成元年に制定。

○　「前払式証票」の定義（本法による適用範囲）

①対価を得て発行される、

②金額、物品・役務の数量等が記載（記録）された証票等であり、

③提示、交付その他の方法により、代価の弁済や物品の給付請求等に使用できるもの

（注）ただし、入場券や乗車券、発行日から6ヶ月以内限りに使用できるもの、国・地方公共団体が発行するもの等は除外。

○　主な規制

（1）登録・届出制

・第三者型発行者については事前登録（財産的基礎等を満たすことが必要）。

・自家型発行者については、基準日（3、9月末）未使用残高が700万円を超えた場合に届出。

（2）発行保証金の供託等

・前受金保全措置として、基準日未使用残高が1,000万円を超えた場合、基準日未使用残高の2分の1以上の発行保証金を供託することを義務付け（金融機関等との保全契約によることも可）。

⇒ 発行者の倒産等により前払式証票が使用不可となった場合は、前払式証票の所有者に発行保証金を還付。

（3）その他

・発行者に対し、発行する前払式証票に発行者の氏名、住所、証票金額等、有効期限等を表示することを義務付け。

・帳簿作成・保存義務、報告書提出義務や、第三者型発行者に対する立入検査・業務改善命令等を規定。

○前払式証票の発行者は、前払式証票の購入者等の利益保護等を目的として、前払式証票発行協会を設立することができる旨規定。

前払式証票の定義

〇前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「前払式証票」とは、次に掲げる証票その他の物（乗車券、入場券その他の政令で定めるもの及びその発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できるものを除く。）をいう。

一　証票その他の物（以下この項において「証票等」という。）に記載され又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録されている金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に応ずる対価を得て発行される証票等（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であって、当該証票等の発行者又は当該発行者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができるもの

二　証票等に記載され又は電磁的方法により記録されている物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等（電磁的方法により証票等に記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であって、発行者等に対して、提示、交付その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

前払式証票規制法の対象について

前　払　式　証　票

法律上の前払式証票（参考例）

法第２条第１項第１号	法第２条第１項第２号
金額が記載又は電磁的に記録されている証票（度に換算する場合を含む）	物品・役務の数量が記載又は電磁的に記録されている証票 ※ただし、上記のうち金額換算で千円以下の証票については、当分の間、供託義務等は適用されない（法附則第７条第３項、令第５条）。
商品券・ギフト券 図書券 テレフォンカード Ｅｄｙ Suica、ICOCA、PASMO nanaco、WAON	ビール券 酒券 米券 アイスクリーム券 カタログギフト

法律の適用除外のもの（参考例）

・国が発行する証票	法第３条第１号（国又は地方公共団体が発行するもの）
・オッズカード（JRA）	法第３条第２号・令第４条第２号 （国又は地方公共団体の100％出資法人が発行するもので政令に定めるもの）
・従業員向け証票	法第３条第３号（自家型）・令第５条第１号（第三者型）
・健保組合員等向け証票	令第５条第２号（従業員向け証票に類するもの）
・学生・学校職員向け証票	令第５条第３号（従業員向け証票に類するもの）
・友の会買い物券	法第３条第４号（他の法律で保全があるもの）
・商人間で使用される証票	法第３条第５号

法定除外のもの（参考例）

指定場所等	・乗車券、乗船券、航空券	令第１条第１号
	・施設又は場所に係る入場券 （併せて発行される施設利用券） （例）映画、演劇、園芸、音楽、スポーツ、見せ物などの入場券、競馬場、競輪場、競艇場、美術館、遊園地、動物園、博覧会の場所	令第１条第２号
	・特定の施設・場所の利用に際し発行され、利用者が通常使用することとされているもの（食券等）	令第１条第３号
期間	・６か月以内の期限のある証票	令第２条

出所：金融庁作成

前払式証票規制法の対象とならない前払式支払手段

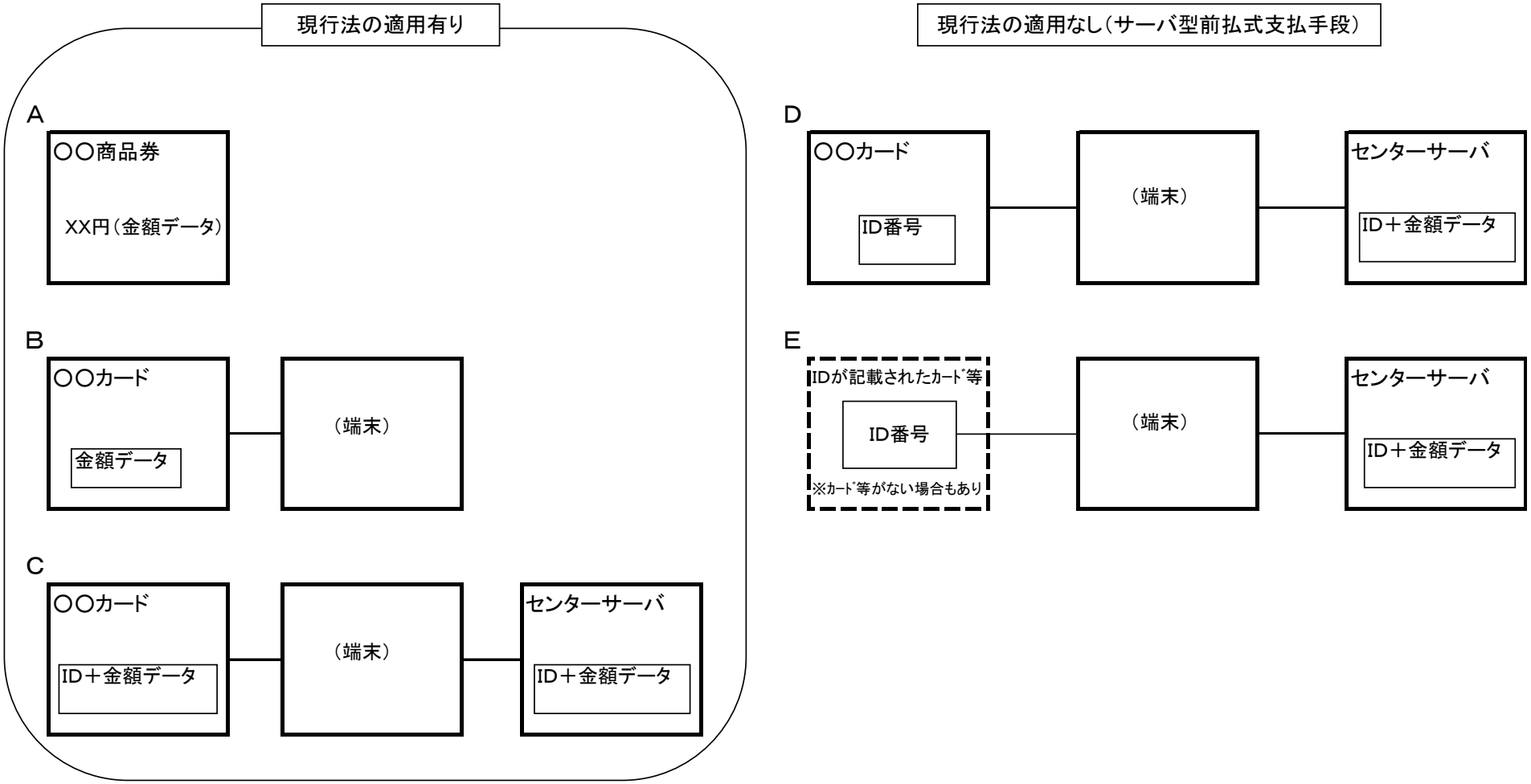

出所：金融庁作成

前払式証票の発行状況

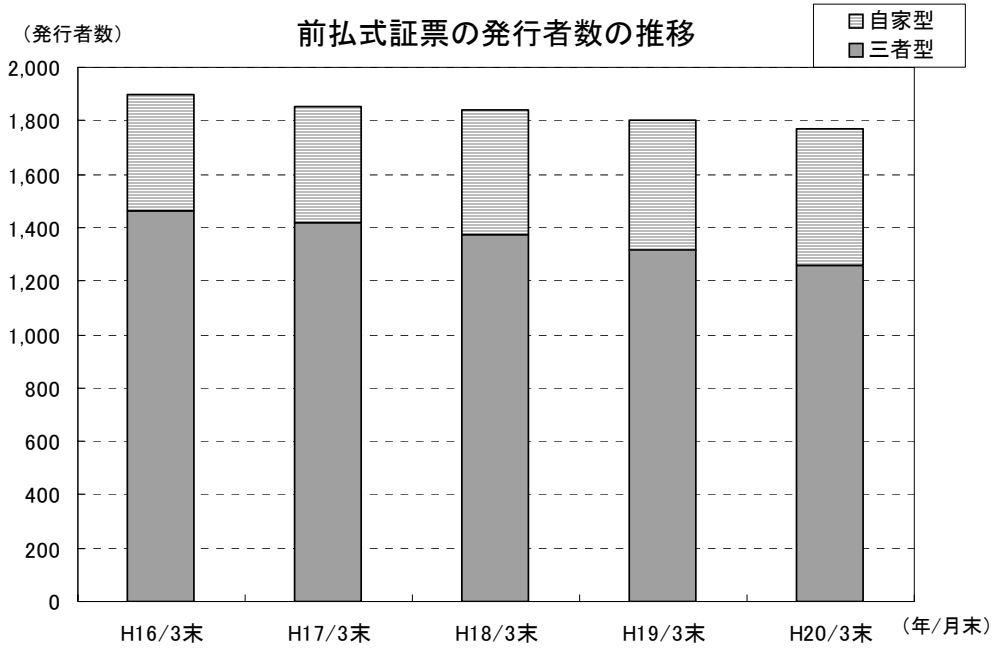

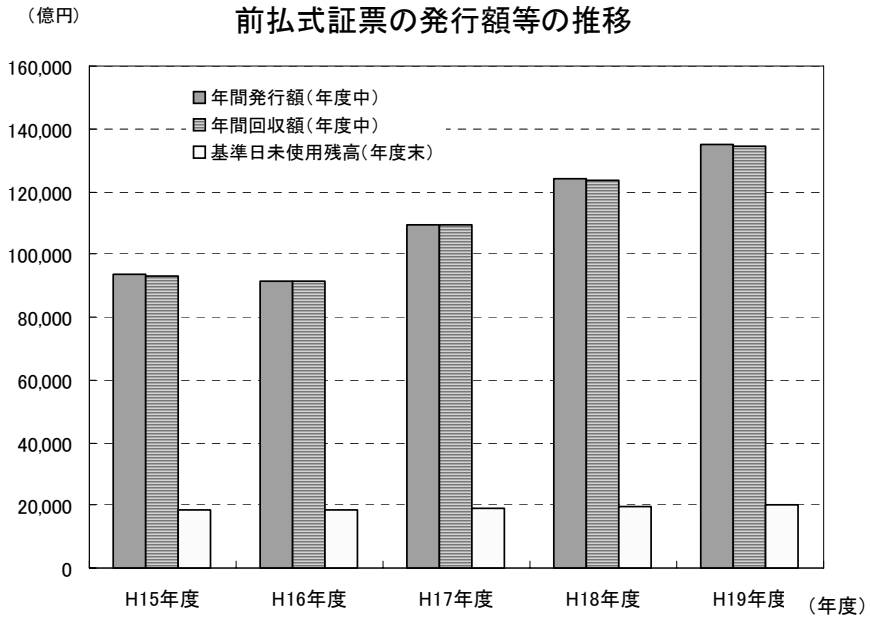

（単位：発行者数）

	H16/3末	H17/3末	H18/3末	H19/3末	H20/3末
三者型	1,465	1,420	1,376	1,315	1,260
自家型	430	434	463	484	510

（単位：億円）

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
年間発行額（年度中）	93,566	91,611	109,637	124,118	134,754
年間回収額（年度中）	93,251	91,408	109,435	123,751	134,303
基準日未使用残高（年度末）	18,363	18,552	18,955	19,427	20,068

（注）前払式証票規制法の対象となる前払式証票の数値の合計。

出所：（社）前払式証票発行協会

前払式証票の記録媒体別の発行割合

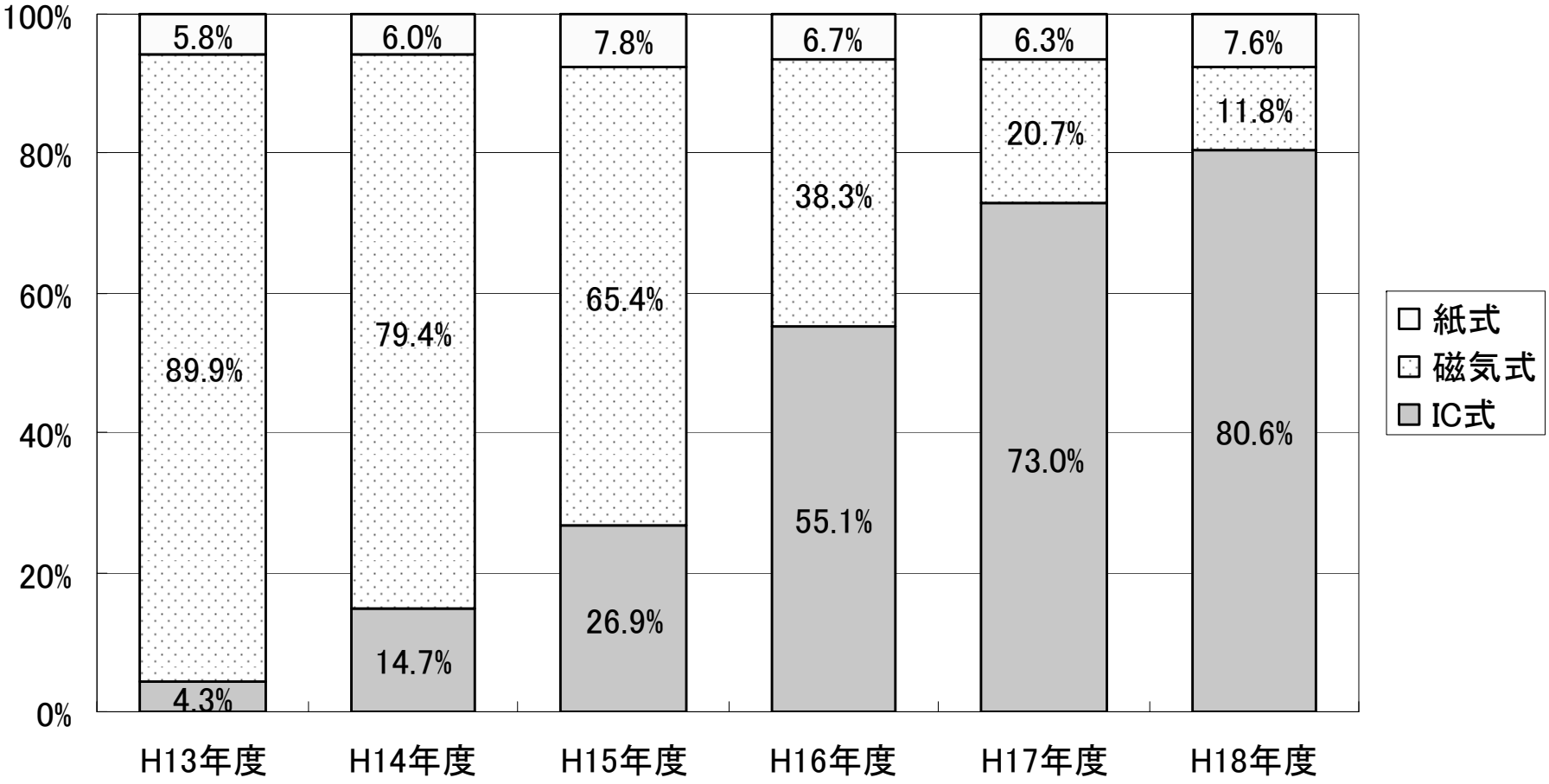

出所：前払式証票発行協会「第9回前払式証票発行事業実態調査統計」（平成18年度版）

主なIC型プリペイドカードについて

名称	運営主体	開始年月	発行枚数 （万枚）	加盟店舗数 （利用可能店舗数）
Edy	ビットワレット	01年11月	4,180 （08年08月現在）	77,000 （08年08月現在）
Suica	JR東日本	04年03月	2,287 （08年07月現在）	52,320 （08年07月現在）
ICOCA	JR西日本	05年10月	332 （07年11月現在）	5,500 （07年11月現在）
PASMO	パスモ	07年03月	1,000 （08年08月現在）	7,244 （08年08月現在）
WAON	イオン	07年04月	510 （08年07月現在）	25,000 （08年07月現在）
nanaco	アイワイ・カード・サービス	07年04月	563 （08年03月現在）	19,673 （08年05月現在）

出所：各社ホームページ

主なIC型プリペイドカードの発行額及び回収額の推移

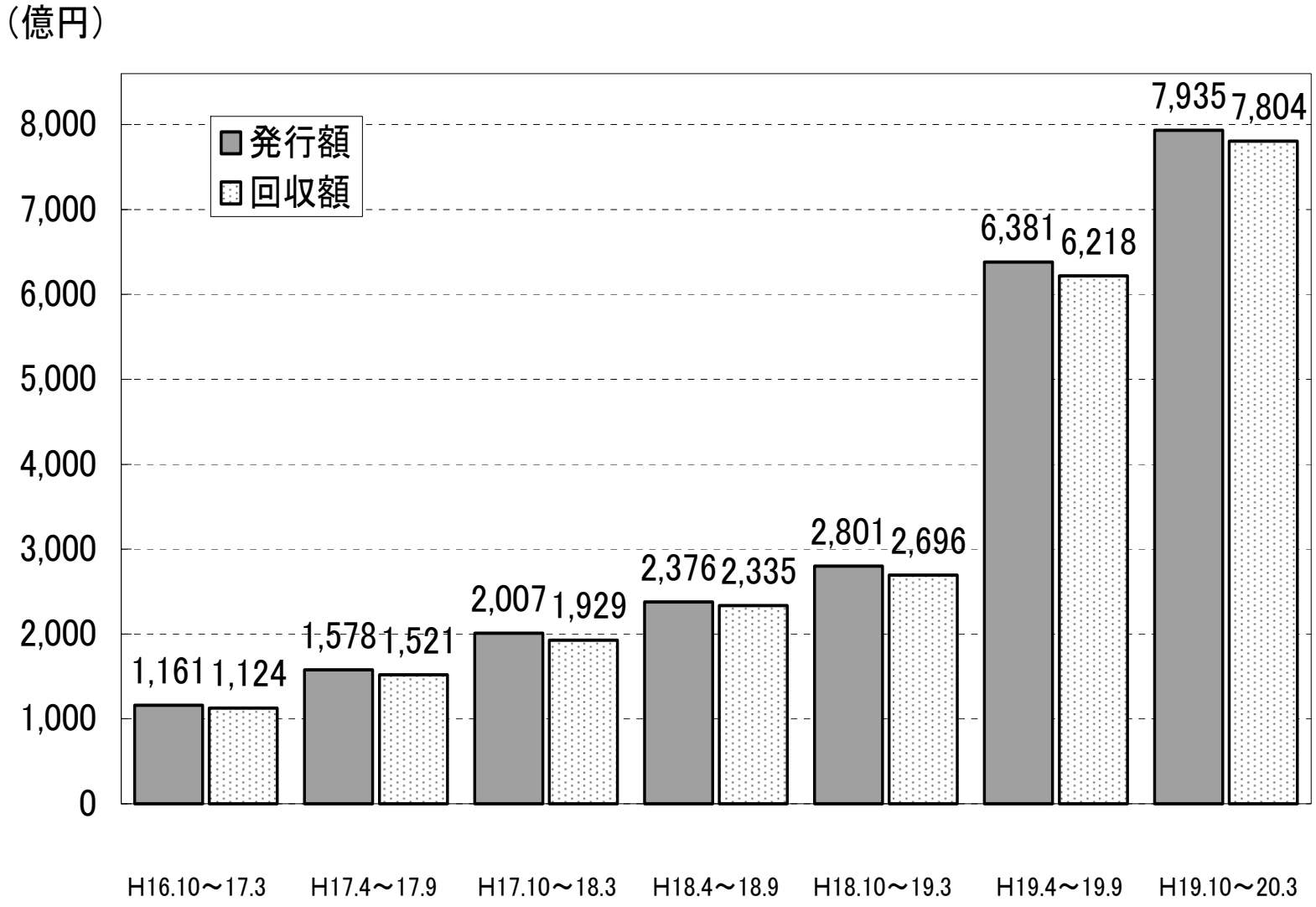

出所：財務局報告資料

プリペイド決済市場規模

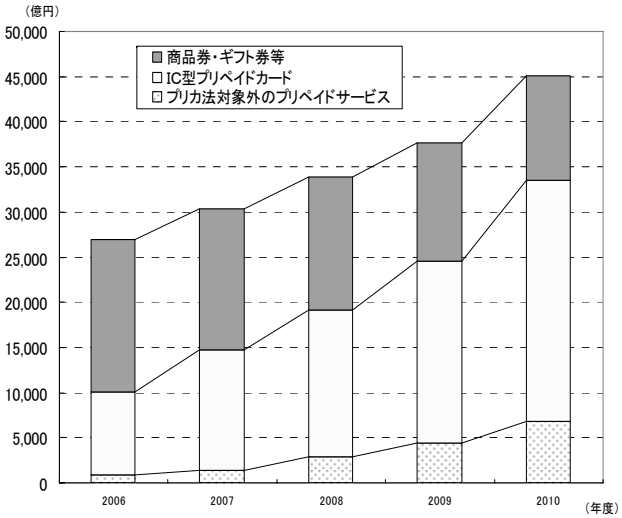

（単位：億円）

決済方式＼年度	実績	予測			
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
商品券・ギフト券等	16,910	15,597	14,666	13,157	11,670
	－	92.2%	94.0%	89.7%	88.7%
IC型プリペイドカード	9,182	13,303	16,282	20,083	26,674
	－	144.9%	122.4%	123.3%	132.8%
プリカ法対象外のプリペイドサービス	846	1,433	2,879	4,427	6,797
	－	169.4%	201.0%	153.8%	153.5%
合計	26,937	30,333	33,828	37,667	45,141
	－	112.6%	111.5%	111.3%	119.8%

（出所）株式会社矢野経済研究所にて予測。

（注1）上段：発行額、下段：前年度比。

（注2）商品券・ギフト券等には、紙媒体のものの他、PETカード媒体のもの（図書カード、QUOカード）も含む。

出所：矢野経済研究所「プリペイド決済市場に関する調査結果」プレスリリース資料（2008年１月８日）

（注）決済方式の項目について、出所資料を基に再構成。

前払式証票に係る発行保証金の還付事例

№	(1) 配当表公示日	(2)発行保証金 （千円）	(3)申出等の総額 （千円）	(4)配当の割合 （%）	(5)申出人数 （人）
1	平成７年12月22日	8,765	3,864	100.0	388
2	平成８年１月10日	8,618	11,498	75.0	278
3	平成９年１月28日	25,754	6,643	100.0	346
4	平成９年８月５日	23,765	33,790	70.3	549
5	平成９年８月11日	15,199	11,054	100.0	617
6	平成９年10月３日	14,800	1,567	100.0	180
7	平成11年１月19日	10,444	694	100.0	114
8	平成12年１月６日	9,600	4,457	100.0	108
9	平成12年９月８日	14,034	2,949	100.0	368
10	平成12年９月13日	15,594	5,489	100.0	338
11	平成13年８月３日	218,272	166,273	100.0	8,535
12	平成13年10月１日	646,975	238,067	100.0	16,236
13	平成13年12月25日	214,715	232,250	92.5	10,167
14	平成14年１月30日	7,720	20,461	37.7	1,341
15	平成14年６月27日	21,500	399	100.0	73
16	平成14年８月20日	776,187	847,505	91.6	36,801
17	平成14年９月26日	14,837	9,532	100.0	613
18	平成15年２月３日	9,042	686	100.0	136
19	平成15年６月23日	5,887	4,290	100.0	457
20	平成16年１月30日	12,000	26,253	45.7	1,471
21	平成16年２月９日	14,850	1,162	100.0	143
22	平成16年８月24日	22,030	7,708	100.0	870
23	平成16年12月20日	48,055	6,472	100.0	549
24	平成17年８月29日	50,826	12,247	100.0	309
25	平成19年３月２日	72,929	21,782	100.0	3,429
26	平成19年３月７日	10,000	2,432	100.0	285
27	平成19年10月25日	8,490	46,883	18.1	1,628
28	平成20年３月31日	24,013	38,610	62.2	316
29	平成20年７月４日	44,286	58,261	76.0	2,706

（注１）平成２年の前払式証票規制法施行以来すべての還付事例につき記載（平成20年８月末現在）。
（注２）千円単位表示の計数については、百円の位を四捨五入して表示。％表示の計数については、小数点以下第３位を四捨五入して表示。

出所：官報を基に金融庁作成

「プリペイド・カード等に関する研究会報告」（平成元年2月17日）

「また、第三者発行型では、いわば利用者があらかじめ資金を発行主体に預けておき、物品、サービスの需要が生じ給付があった時点で物品、サービス給付者への代金支払を指図しているのと同様の効果を持っており、当座預金による資金決済に極めて類似した機能を持つとも考えられる。この点で第三者発行型プリペイド・カードの発行主体は金融機関に類似していると考えられる。」

銀行法と前払式証票規制法の比較

法律		銀行法	前払式証票規制法	
事業者		銀行	自家型発行者（注）	第三者型発行者
資格		免許	届出 ※未使用残高700万円超の場合	登録
財産規制	最低資本金	20億円	―	1億円（使用地域非限定） 1千万円（使用地域限定） ※公益法人等、指定非営利法人（農協等）は規制なし
	最低純資産	―	―	資本金額又は出資額の90%（公益法人等以外）、 1億円（公益法人等で使用地域非限定）、 1千万円（公益法人等で使用地域限定）、 0円（公益法人等で域通貨発行等の要件） ※指定非営利法人(農協等）は規制なし
	健全性基準	自己資本比率規制	―	―
組織規制	機関	株式会社	―	法人
	子会社範囲規制	法定業種の子会社のみ保有可 ※原則として認可が必要	―	―
	議決権取得制限	子会社と合算して5%まで ※法定子会社除く	―	―
	株主規制	届出（5%超） 認可（20%以上）	―	―
業務規制	兼業禁止・制限	原則禁止 ※法定他業を除く	―	―
	顧客資産保全等	― ※預金保険制度あり	発行保証金供託等 ※未使用残高1千万円超の場合	発行保証金供託等 ※未使用残高1千万円超の場合
検査監督規制	業務改善命令等	あり	―	あり
	役員等解任命令	あり	―	―
	報告徴収・資料提出命令	あり	あり	あり
	立入検査	あり	―	あり

（注）発行者以外から物品の購入等が可能な前払式証票であっても、当該販売者等が発行者と50%超の資本関係があるなど発行者と密接な関係を有する場合には、自家型発行となる。

出所：金融庁作成

１．出資法２条（預り金の禁止）の条文

〇出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）（抄）

（預り金の禁止）

第二条　業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。

２　前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。

一　預金、貯金又は定期積金の受入れ

二　社債、借入金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの

２．預り金の該当要件

〇事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）（抄）

「預り金」とは、同条第２項において、預金等と同様の経済的性質を有するものとされており、次の４つの要件のすべてに該当するものとされている。

① 不特定かつ多数の者が相手であること

② 金銭の受け入れであること

③ 元本の返還が約されていること

④ 主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものであること

前払式証票等を利用した資金移動

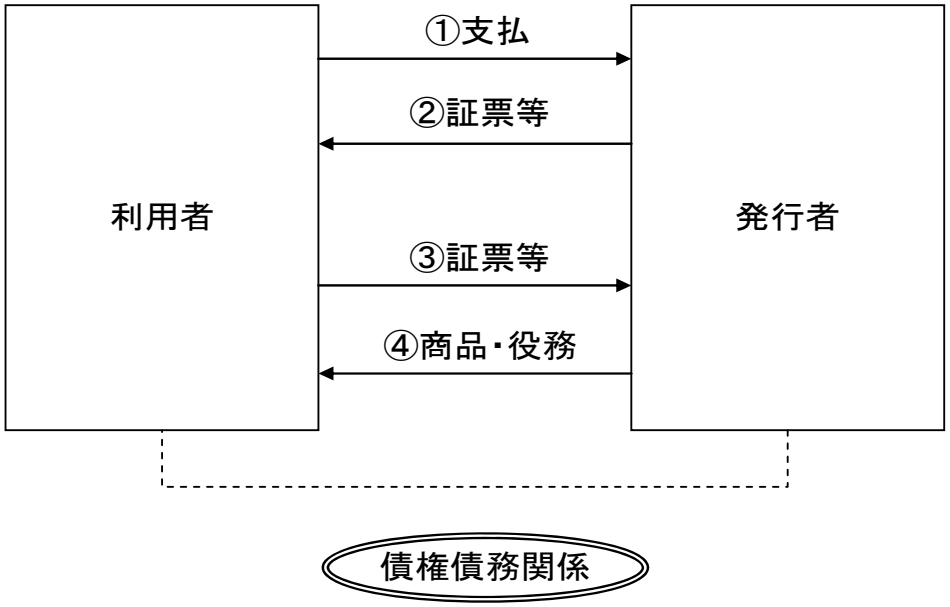

（換金が行われる場合の前払式証票等）

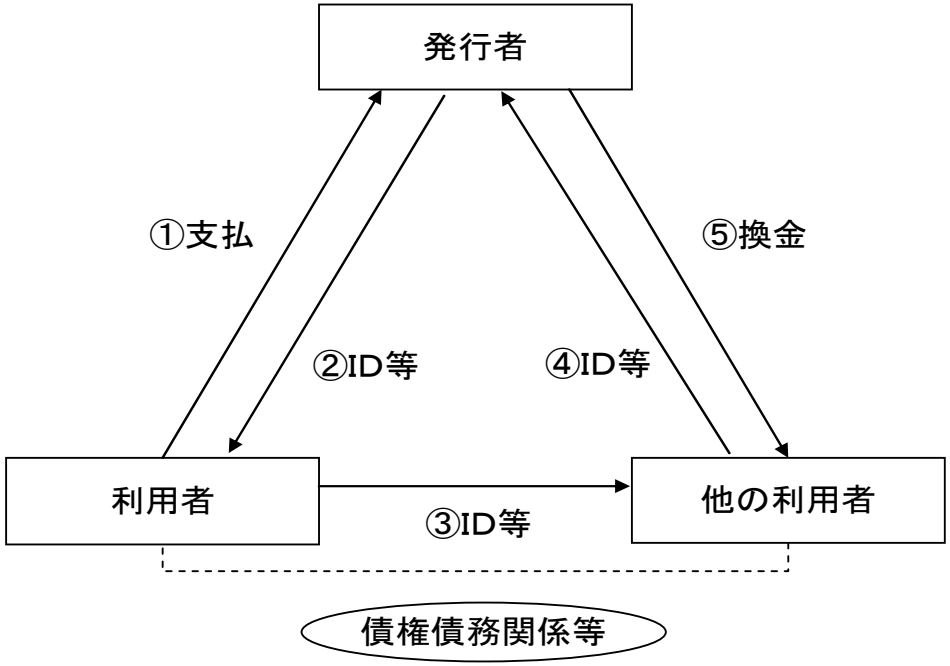

前払式支払手段の上限額の例（１／３）

分類			サービス名	事業者名	上限額
前払式証票規制法対象サービス	ＩＣカード型	再チャージ可	Edy	ビットワレット	50,000円
			nanaco	アイワイカードサービス	29,999円
			WAON	イオン	20,000円 ※50,000円 （※キャッシュカード一体型）
			Suica	JR東日本	20,000円
			ICOCA	JR西日本	20,000円
			PASMO	パスモ	20,000円
		再チャージ不可	QUOカード	クオカード	10,000円
	紙	再チャージ不可	ビール共通券	全国酒販協同組合連合会	766円
			三井住友VISAギフトカード	三井住友カード	5,000円
			髙島屋商品券	髙島屋	10,000円
			きもの人ギフト券	きもの人	5,250,000円

出所：金融庁作成

前払式支払手段の上限額の例（２／３）

分類			サービス名	事業者名	上限額
前払式証票規制法対象外サービス	汎用型	再チャージ可	WebMoney （ウォレットチャージ型）	ウェブマネー	200,000円
			ちょコム	NTTコミュニケーションズ	100,000円
			G-MONEY	グレートインフォメーション	999,999円
			BitCash	ビットキャッシュ	200,000円
			デジコイン	三菱UFJニコス	50,000円
		再チャージ不可	funcash （ファンキャッシュ）	NHN　JAPAN	10,000円
			NETCASH	NTTカードソリューション	9,950円
			ワールドプリペイドカードID	NTTコミュニケーションズ	5,000円
	特定サービス（オンラインゲーム、電話等）用プリペイド型		モバイラーズチェック	NTTドコモ	5,000円
			UO上級テンプレート提供コード等	エレクトロニック・アーツ	7,329円
			GASH	ガマニアデジタルエンターテインメント	25,000円
			ガンホープチチケット	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	20,000円
			KDDIスーパーワールドカード＠Ca（エーカ）	KDDI	3,000円
			プロ野球チームをつくろう！ONLINE等	セガ	購入時点での年齢により購入制限 ・13歳未満　5,000円まで ・13歳以上20歳未満　20,000円まで ・20歳以上　60,000円まで
			プレイステーションネットワークチケット	ソニーコンピュータエンターテインメント	10,000円
			Napster Card Basic等	ナップスタージャパン	7,680円
			Wiiポイントプリペイドカード	任天堂	5,000円
			NEXONクーポン	ネクソンジャパン	10,000円
			Habboポイントクーポン	Habboホテルジャパン	10,500円
			ベルアイル	ベルクス	10,000円
			XboxLiveゴールドメンバーシップ等	マイクロソフト	5,229円

出所：金融庁作成

前払式支払手段の上限額の例（３／３）

分類			サービス名	事業者名	上限額
前払式証票規制法対象外サービス	ギフトカード型	再チャージ可	スターバックスカード	スターバックスコーヒージャパン	30,000円
			西友ショッピングカード	西友	100,000円
			デニーズカード	セブン＆アイ・フードシステムズ	30,000円
			トイザらスギフトカード、 ベビーザらスギフトカード	日本トイザらス	100,000円
			フレッシュネスカード	フレッシュネス	10,000円
		再チャージ不可	大丸ギフトカード	大丸	100,000円
			タカシマヤギフトカード	髙島屋	100,000円
			阪急百貨店ギフトカード	阪急百貨店	100,000円
			ビームスギフトカード	ビームス	100,000円
			IDC大塚家具ギフトカード	大塚家具	1,000,000円

出所：金融庁作成

３．ポイント・サービス

事業分野別で見たポイントの獲得状況

消費者が貯めているポイント（複数回答可）

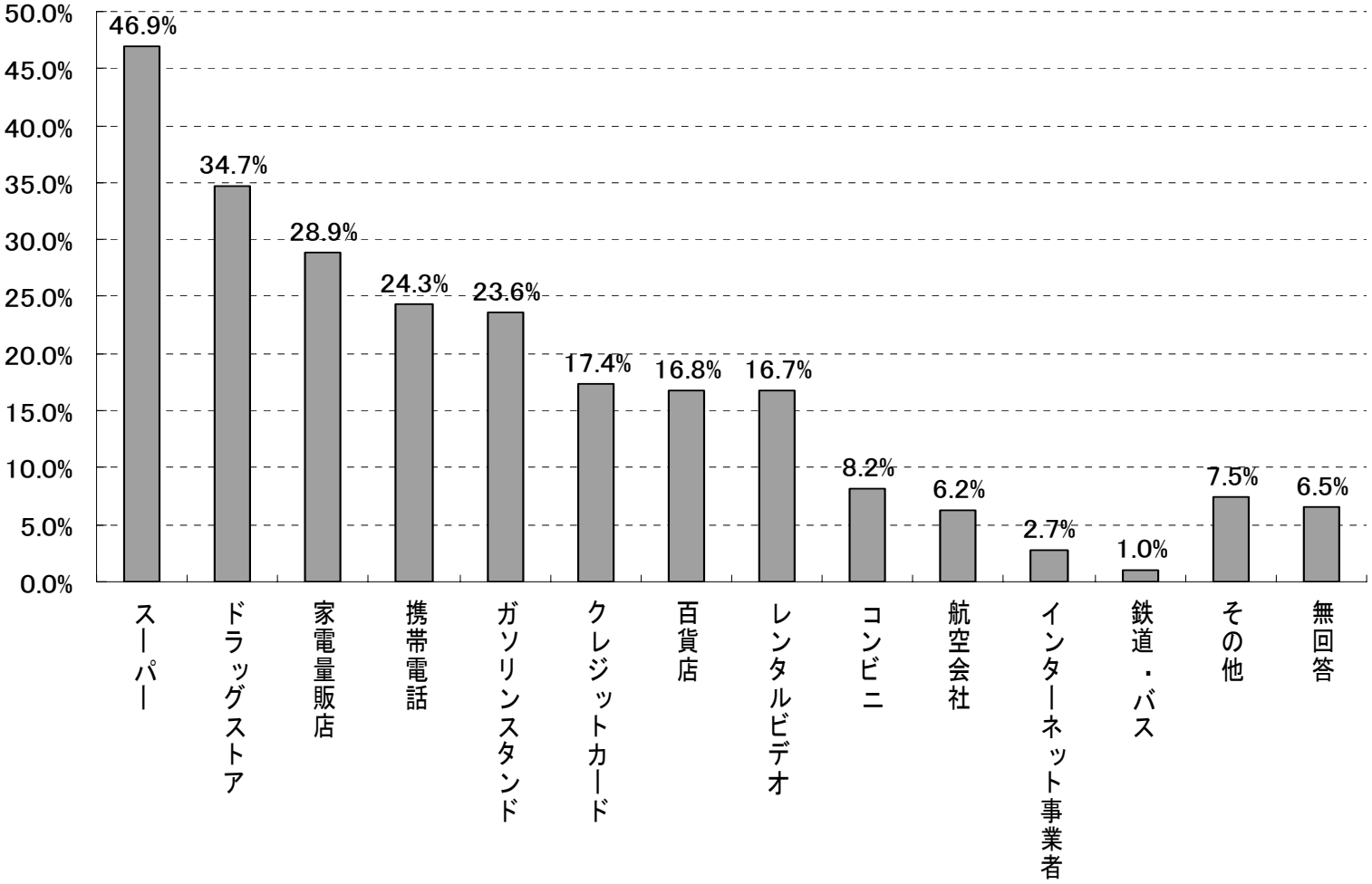

原出所：NRI実施「日常生活に関するアンケート」2006年7月、訪問留置き調査（n=10,071）

出所：野村総合研究所企業通貨プロジェクトチーム「企業通貨マーケティング」

ポイント交換の例

交換される側 / 交換する側	ﾋﾞｯﾄﾜﾚｯﾄ(Edy)	JR東日本(Suica)	PiTaPa(ｼｮｯﾌﾟdeﾎﾟｲﾝﾄ)	全日本空輸(ANAﾏｲﾚｰｼﾞｸﾗﾌﾞ)	日本航空(JALﾏｲﾚｰｼﾞﾊﾞﾝｸ)	ﾉｰｽｳｴｽﾄ航空(ﾜｰﾙﾄﾞﾊﾟｰｸｽ)	ﾕﾅｲﾃｯﾄﾞ航空(ﾏｲﾚｰｼﾞ・ﾌﾟﾗｽ)	Gﾌﾟﾗﾝ(Gﾎﾟｲﾝﾄ)	ﾈｯﾄﾏｲﾙ(ﾈｯﾄﾏｲﾙ)	ﾋﾞｯｸｶﾒﾗ(ﾋﾞｯｸﾎﾟｲﾝﾄｻｰﾋﾞｽ)	ﾖﾄﾞﾊﾞｼｶﾒﾗ(ﾖﾄﾞﾊﾞｼｶﾒﾗｺﾞｰﾙﾄﾞﾎﾟｲﾝﾄ)	上新電機(Joshin EXﾎﾟｲﾝﾄ)	高島屋(ﾀｶｼﾏﾔｶｰﾄﾞ)	ﾛｰｿﾝ(ﾛｰｿﾝﾎﾟｲﾝﾄ)	ﾏﾂﾓﾄｷﾖｼ(ﾏﾂｷﾖﾎﾟｲﾝﾄ)	TSUTAYA(Tﾎﾟｲﾝﾄ)	ｱﾏｿﾞﾝﾄﾞｯﾄｺﾑ(Amazonｷﾞﾌﾄ券)	ｾｼｰﾙ(ｾｼｰﾙｽﾏｲﾙﾎﾟｲﾝﾄ)	千趣会(ﾍﾞﾙﾒｿﾞﾝﾎﾟｲﾝﾄ)	楽天(楽天ｽｰﾊﾟｰﾎﾟｲﾝﾄ)	ﾔﾌｰ(Yahoo!ﾎﾟｲﾝﾄ)	ﾎﾝﾀﾞ(Cｶｰﾄﾞ)	日産自動車(日産ｶｰﾄﾞ)	出光興産(た～まる、ﾌﾟﾗｽﾎﾟｲﾝﾄ)	新日本石油(ENEOSｶｰﾄﾞ)	みずほ銀行(みずほﾏｲﾚｰｼﾞｸﾗﾌﾞ)	りそな銀行(りそなｸﾗﾌﾞﾎﾟｲﾝﾄ)	IYｶｰﾄﾞ(IYｶｰﾄﾞﾎﾟｲﾝﾄ)	ﾋﾞｭｰｶｰﾄﾞ(ﾋﾞｭｰｻﾝｸｽﾎﾟｲﾝﾄ)	NTTﾄﾞｺﾓ(ﾄﾞｺﾓﾌﾟﾚﾐｱｸﾗﾌﾞ)	JTB(JTBﾄﾗﾍﾞﾙﾎﾟｲﾝﾄ)
ﾋﾞｯﾄﾜﾚｯﾄ(Edy)		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
JR東日本(Suica)	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
PiTaPa(ｼｮｯﾌﾟdeﾎﾟｲﾝﾄ)	×	×		○(500P→20ﾏｲﾙ)	○(500P→20ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
全日本空輸(ANAﾏｲﾚｰｼﾞｸﾗﾌﾞ)	○(10000ﾏｲﾙ→10000円)	×	○(10000ﾏｲﾙ→100000P)		×	×	×	×	×	×	×	×	○(10000ﾏｲﾙ→10000P)	×	×	○(10000ﾏｲﾙ→10000P)	×	×	×	○(10000ﾏｲﾙ→10000P)	×	×	×	×	×	○(10000ﾏｲﾙ→2,000P)	×	○(10000ﾏｲﾙ→10000P)	×	×	×
日本航空(JALﾏｲﾚｰｼﾞﾊﾞﾝｸ)	×	○(10000ﾏｲﾙ→10000円)	○(10000ﾏｲﾙ→100000P)	×		×	×	×	×	×	×	×		○(10000ﾏｲﾙ→10000P)	×	×	×	×	×	×	○(10000ﾏｲﾙ→100000P)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○(10000ﾏｲﾙ→100000P)
ﾉｰｽｳｴｽﾄ航空(ﾜｰﾙﾄﾞﾊﾟｰｸｽ)	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ﾕﾅｲﾃｯﾄﾞ航空(ﾏｲﾚｰｼﾞ・ﾌﾟﾗｽ)	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Gﾌﾟﾗﾝ(Gﾎﾟｲﾝﾄ)	○(500P→425円)	×	×	○(30P→8ﾏｲﾙ)	×	○(300P→50ﾏｲﾙ)	○(300P→50ﾏｲﾙ)		×	×	×	○(20P→20P)	×	×	×	○(550P→500円券)	○(100P→95P)	○(10P→9P)	×	○(300P→300P)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○(150P→100P)	×
ﾈｯﾄﾏｲﾙ(ﾈｯﾄﾏｲﾙ)	○(5000ﾏｲﾙ→2500円)	×	×	○(1200ﾏｲﾙ→200ﾏｲﾙ)	×	○(1200ﾏｲﾙ→200ﾏｲﾙ)	○(1200ﾏｲﾙ→200ﾏｲﾙ)	×		×	×	×	×	○(500ﾏｲﾙ→250P)	×	×	×	○(1500ﾏｲﾙ→750P)	○(1500ﾏｲﾙ→750P)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○(1500ﾏｲﾙ→600P)	×
ﾋﾞｯｸｶﾒﾗ(ﾋﾞｯｸﾎﾟｲﾝﾄｻｰﾋﾞｽ)	×	○(1000P→1000円)	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ﾖﾄﾞﾊﾞｼｶﾒﾗ(ﾖﾄﾞﾊﾞｼｶﾒﾗｺﾞｰﾙﾄﾞﾎﾟｲﾝﾄ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
上新電機(Joshin EXﾎﾟｲﾝﾄ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
高島屋(ﾀｶｼﾏﾔｶｰﾄﾞ)	×	×	×	○(2000円券→500ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ﾛｰｿﾝ(ﾛｰｿﾝﾎﾟｲﾝﾄ)	×	×	×	×	○(2P→1ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	○(500P→500P)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ﾏﾂﾓﾄｷﾖｼ(ﾏﾂｷﾖﾎﾟｲﾝﾄ)	○(1000P→700円)	×	×	○(500P→100ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
TSUTAYA(Tﾎﾟｲﾝﾄ)	×	×	×	○(500P→250ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	○(1000P→1000P)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ｱﾏｿﾞﾝﾄﾞｯﾄｺﾑ(Amazonｷﾞﾌﾄ券)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ｾｼｰﾙ(ｾｼｰﾙｽﾏｲﾙﾎﾟｲﾝﾄ)	×	×	×	○(100P→25ﾏｲﾙ)	×	×	×	○(105P→100P)	○(100P→100ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	○(1P→1P)	×	×	○(100P→100P)	×
千趣会(ﾍﾞﾙﾒｿﾞﾝﾎﾟｲﾝﾄ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
楽天(楽天ｽｰﾊﾟｰﾎﾟｲﾝﾄ)	×	×	×	○(2P→1ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○(500P→500P)	×	○(1000P→1000P)	×	×	×		×	×	×	×	×	×	○(1P→1P)	×	×	×	×
ﾔﾌｰ(Yahoo!ﾎﾟｲﾝﾄ)	×	×	×	×	○(2P→1ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ﾎﾝﾀﾞ(Cｶｰﾄﾞ)	○(1000P→500円)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
日産自動車(日産ｶｰﾄﾞ)	×	×	×	○(1P→1ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×
出光興産(た～まる、ﾌﾟﾗｽﾎﾟｲﾝﾄ)	×	×	×	○(1000P→500ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
新日本石油(ENEOSｶｰﾄﾞ)	×	×	×	○(2000P→1000ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○(2000P→2000P)	×
みずほ銀行(みずほﾏｲﾚｰｼﾞｸﾗﾌﾞ)	×	×	×	○(1000P→2500ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	○(1000P→5000P)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
りそな銀行(りそなｸﾗﾌﾞﾎﾟｲﾝﾄ)	×	×	×	×	○(2P→1ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	○(100P→100P)	○(100P→100P)	○(100P→100P)	×	×	○(1P→1P)	×	○(1P→1P)	×	○(1P→1P)	×	×	×	×	×	×		○(1P→1P)	○(100P→40P)	○(100P→80P)	○(1P→1P)
IYｶｰﾄﾞ(IYｶｰﾄﾞﾎﾟｲﾝﾄ)	×	×	×	○(3000P→1000ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×
ﾋﾞｭｰｶｰﾄﾞ(ﾋﾞｭｰｻﾝｸｽﾎﾟｲﾝﾄ)	×	○(400P→1000円)	×	×	○(600P→1000ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	○(400P→1000P)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○(2000P→1000P)	×	×		×	×
NTTﾄﾞｺﾓ(ﾄﾞｺﾓﾌﾟﾚﾐｱｸﾗﾌﾞ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×
JTB(JTBﾄﾗﾍﾞﾙﾎﾟｲﾝﾄ)	×	×	×	×	○(5000P→2500ﾏｲﾙ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○(1P→1P)	×	×	×	

（注）交換レートは必要最小限のポイント等で交換した場合のレート。

出所：各社HPより金融庁作成（平成19年7月現在）

ポイント発行額の推計

業界（※1）	ポイント付与基本指標・数値		ポイント適用率（※2）	ポイント還元率（%、円／マイル）（※3）	年間発行額（百万円）（※4）
	指標	数値			
家電量販店（上位10社）	売上総計（百万円）	4,149,274	75%	6.5%	201,759
クレジットカード（業界全体）	ショッピング取扱高（百万円）	32,170,100	100%	0.5%	160,851
携帯電話（上位3社）	売上総計（百万円）	8,483,146	100%	1.3%	108,543
航空（上位2社）	有償旅客マイル（※5）（千人・マイル）	97,240,887	50%	1.5円／マイル	72,931
ガソリン（主要3社）	売上総計（百万円）	11,689,117	40%	1.3%	61,711
総合スーパー（上位5社）	売上総計（百万円）	8,594,207	50%	0.5%	21,486
百貨店（上位10社）	売上総計（百万円）	5,760,457	50%	1.0%	28,802
コンビニエンスストア（主要3社）	売上総計（百万円）	3,364,732	15%	1.0%	5,047
ドラッグストア（上位5社）	売上総計（百万円）	861,684	50%	1.0%	4,308
				（※6）総額	665,438

※1：ポイントプログラムサービスを提供していない企業を除外している。
※2：各企業が発行するポイントサービスプログラムの利用率。NRIが2005年4月にインターネット上で3000人に対し実施したアンケート結果や、各種公開情報を参考に5%単位で設定。
※3：各種公開情報を参考に、最も低い値などを業界基準値として採用。航空については、1マイルあたり1.5円とした。
※4：ポイント・マイレージ発行額＝基本指標の数値×ポイント適用率×ポイント還元率
※5：有料の旅客数に飛行距離を掛けたもの。
※6：商品の購入にともなって付与されるポイント・マイレージを推計の対象とした。紙やシールによって行われているものや、電子マネーは含めていない。

出所：野村総合研究所ニュースリリース（2008年３月13日）

ポイント発行額の予測

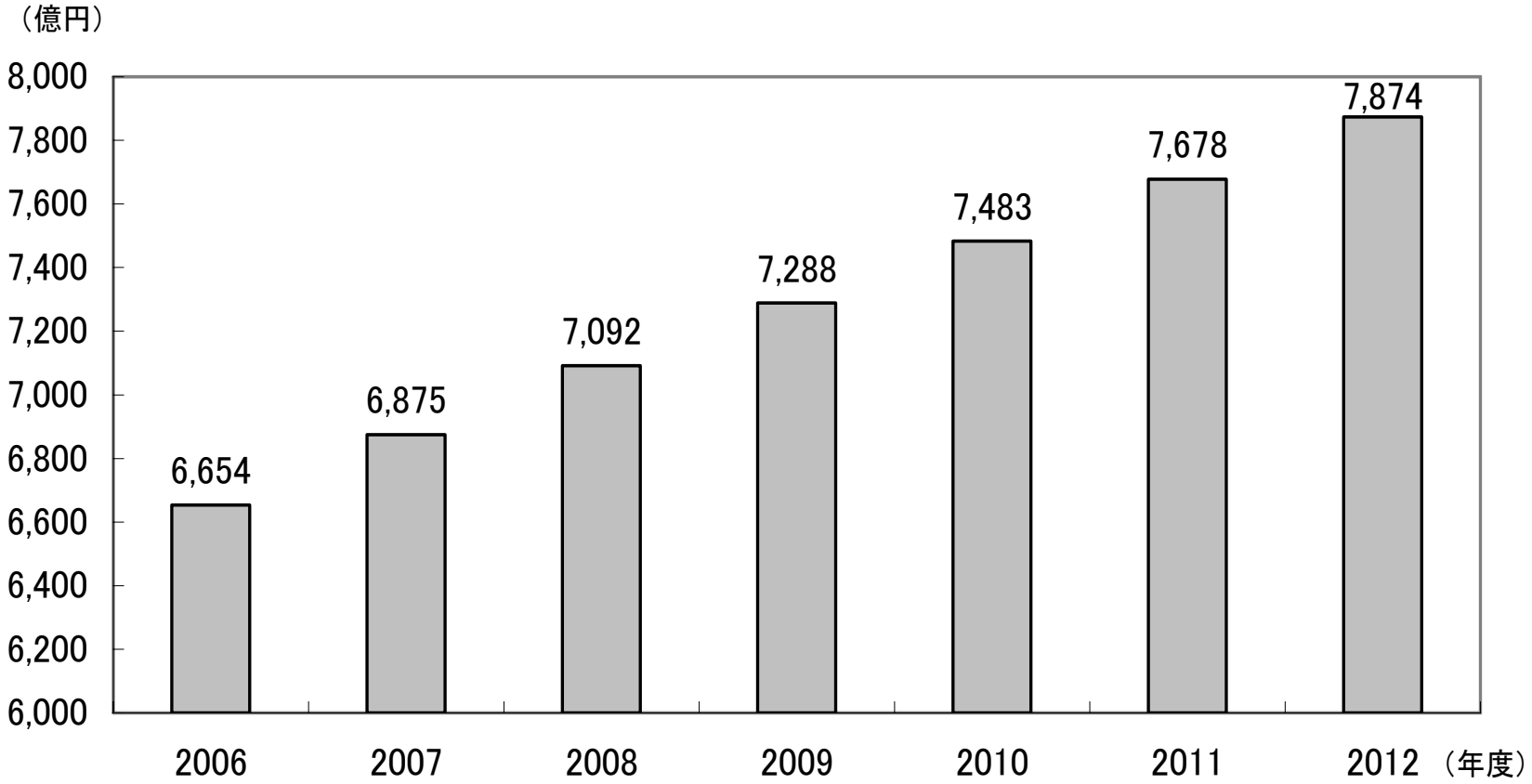

出所：野村総合研究所ニュースリリース（2008年３月13日）

ポイント・サービスの会計処理例

（1）ポイントの例

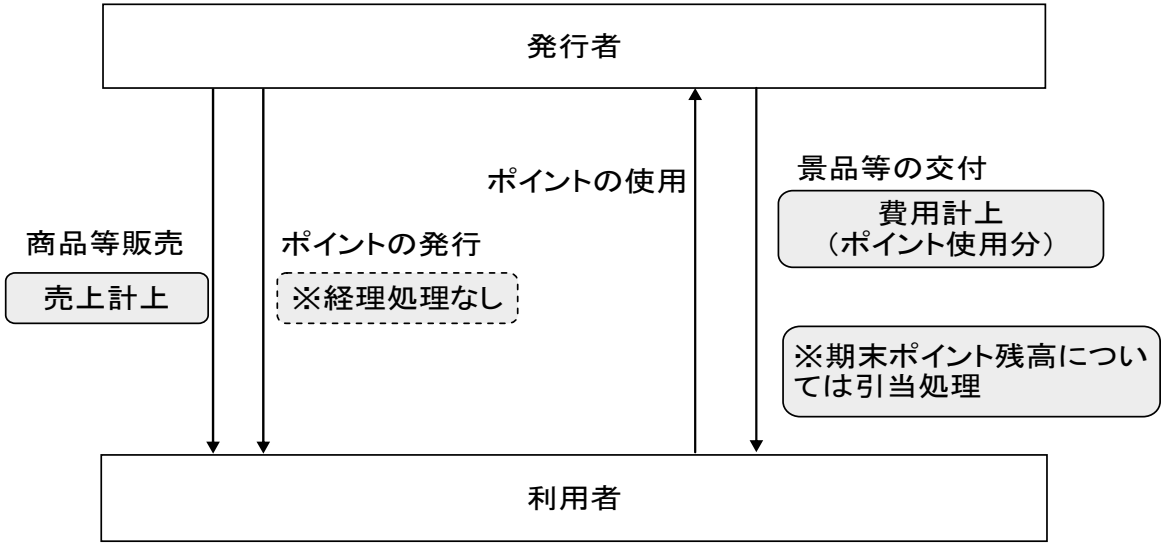

（2）ポイント交換の例（A社ポイントをB社ポイントに交換）

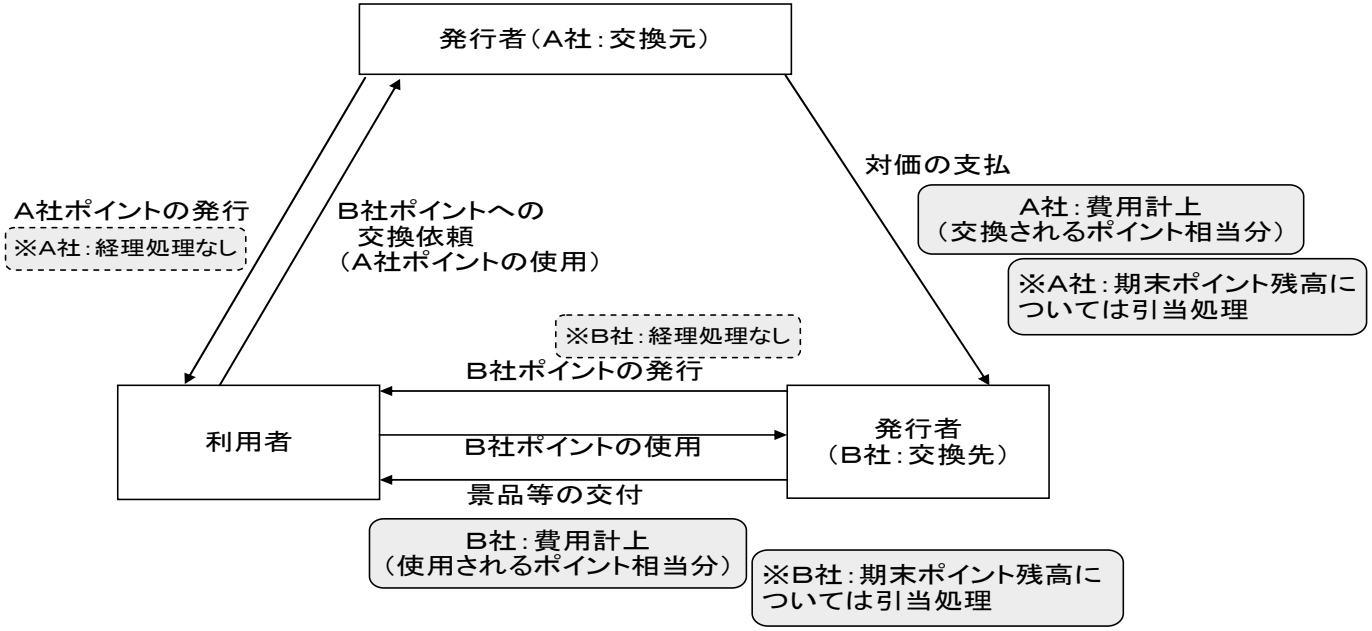

出所：金融庁作成

プリペイドカードの会計処理例

（1）自家型プリペイドカードの例

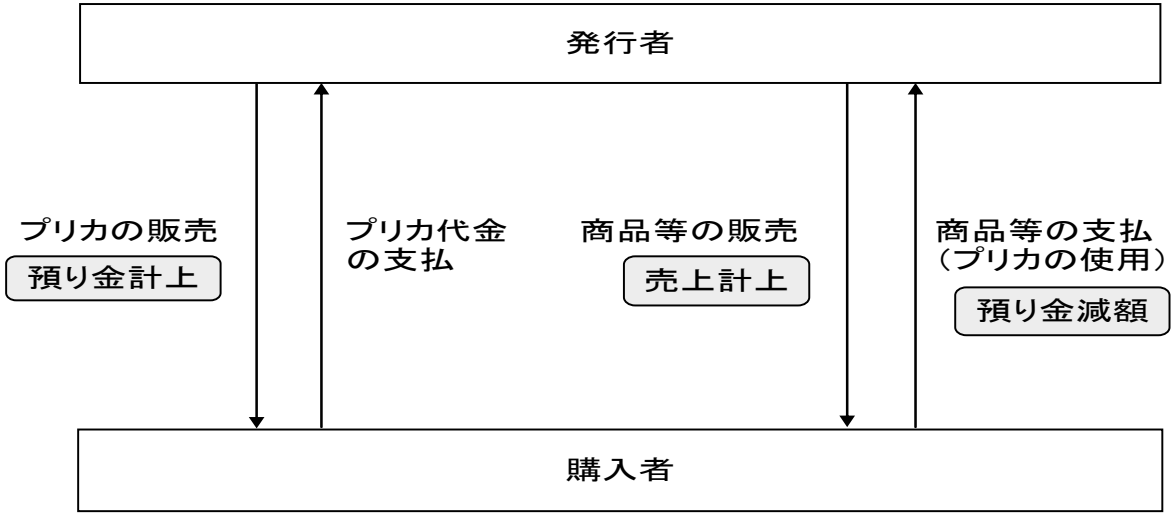

（2）第三者型プリペイドカードの例

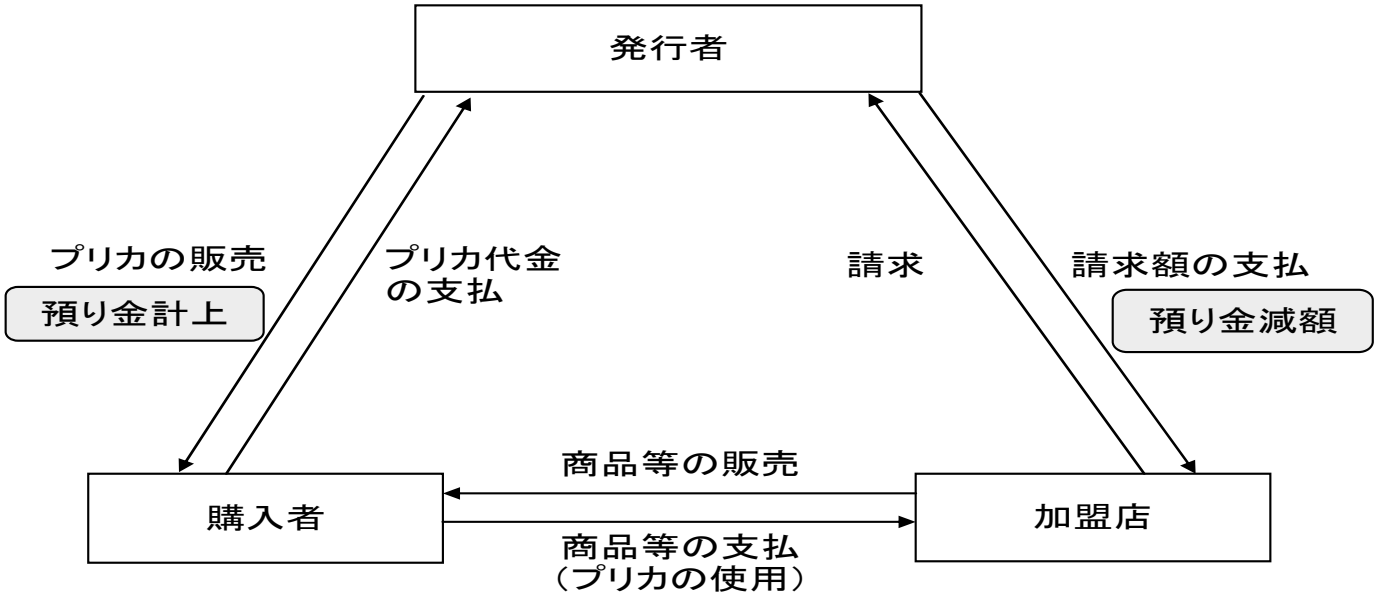

出所：金融庁作成

（参考）国際会計基準によるポイント会計処理例

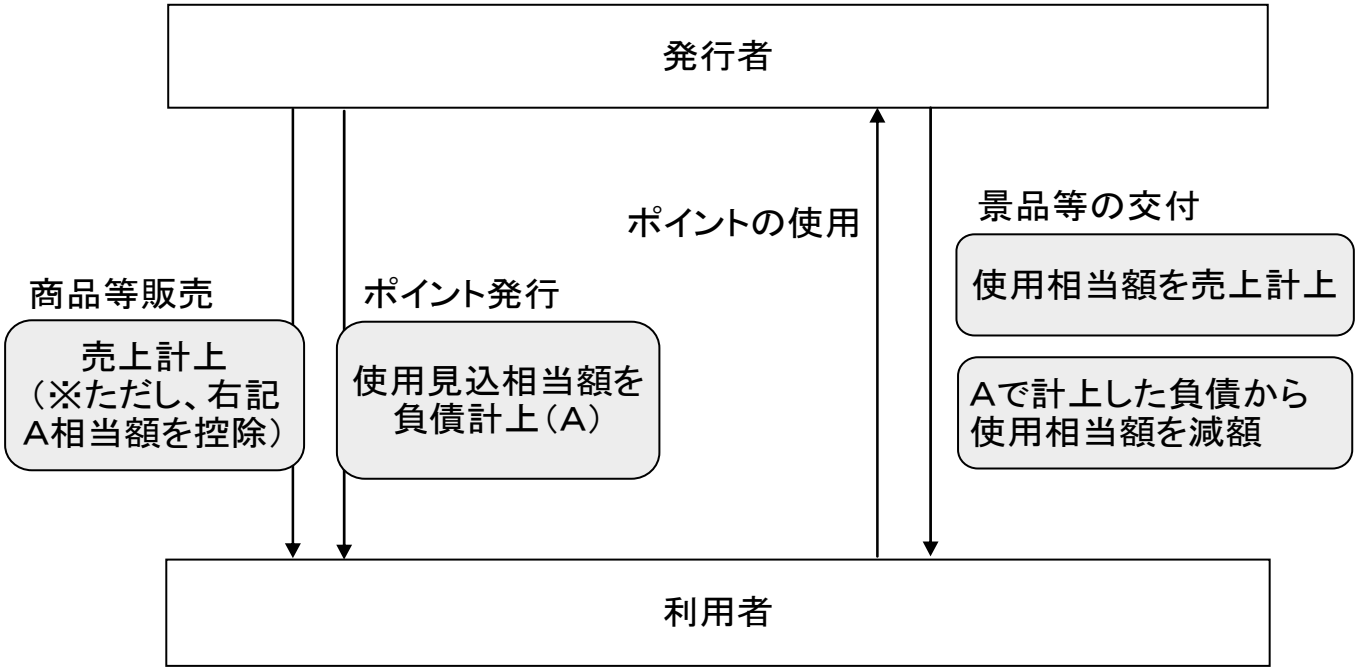

出所：金融庁作成

ポイント交換のスキーム

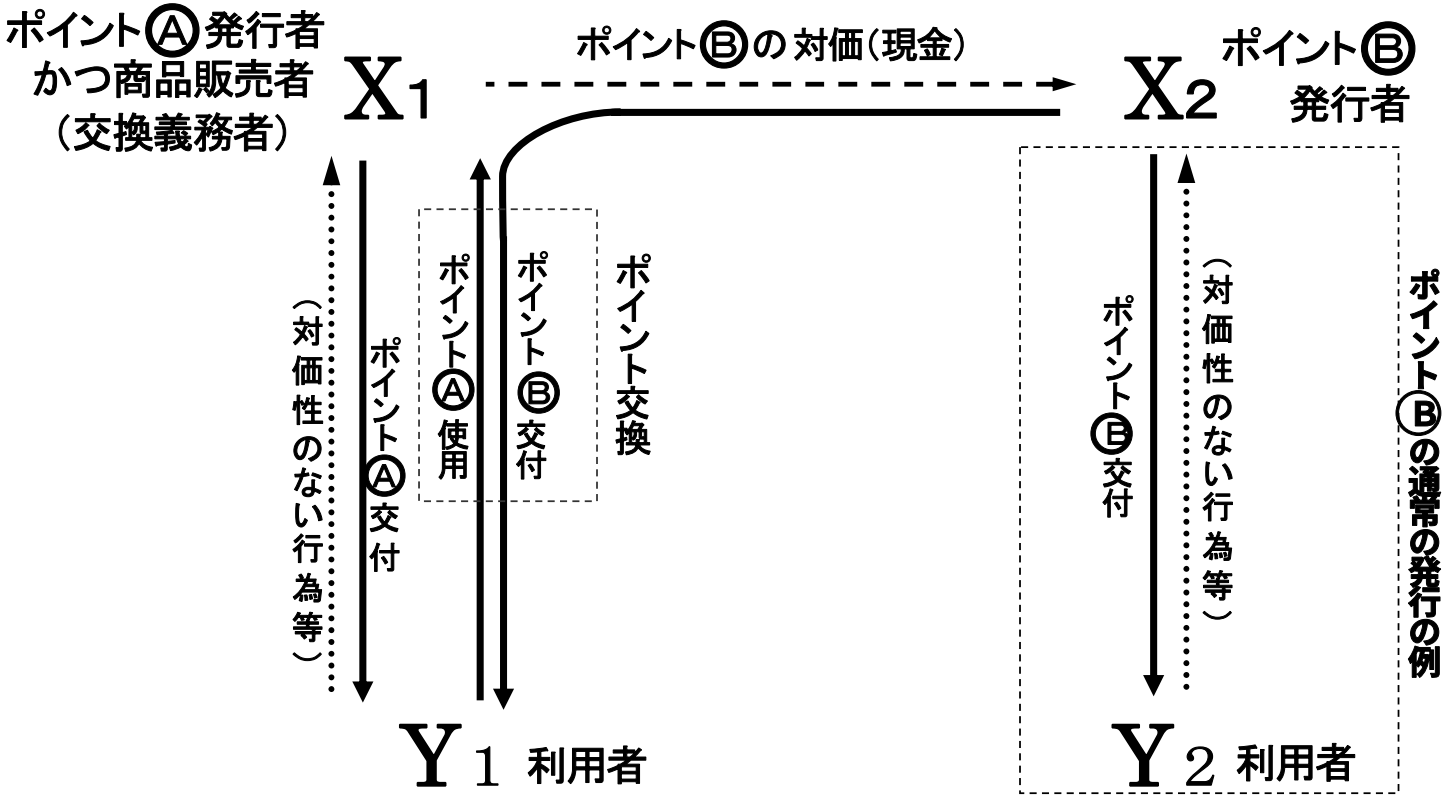

出所：金融庁作成

４．資金移動サービス

国内送金（為替送金）手数料の例

三菱東京UFJ銀行

取扱区分	手数料						
	窓口	ATM				インターネット、モバイル、電話(自動音声サービス)	電話（オペレーターサービス）
振込金額		現金	自行キャッシュカード		他行キャッシュカード		
			個人	法人・団体			
自行同一支店内宛							
3万円未満	315円	105円	無料	無料	無料	無料	105円
3万円以上	525円	315円	無料	無料	無料	無料	315円
自行本支店宛							
3万円未満	315円	105円	無料	105円	105円	無料	105円
3万円以上	525円	315円	無料	210円	210円	無料	315円
他行宛（電信）							
3万円未満	630円	420円	262円	262円	262円	210円	420円
3万円以上	840円	630円	420円	420円	420円	315円	630円
他行宛（文書）							
3万円未満	630円	－	－	－	－	－	－
3万円以上	840円	－	－	－	－	－	－

みずほ銀行

取扱区分	手数料					
	窓口	ATM			インターネット、モバイル、電話(自動音声サービス)	電話（オペレーターサービス）
振込金額		現金	キャッシュカード			
			個人	法人・団体		
自行同一支店内宛						
3万円未満	210円	105円	無料	無料	無料	105円
3万円以上	420円	315円	無料	無料	無料	315円
自行本支店宛						
3万円未満	315円	105円	105円	105円	105円	105円
3万円以上	525円	315円	210円	210円	210円	315円
他行宛（電信）						
3万円未満	630円	420円	210円	210円	210円	420円
3万円以上	840円	630円	420円	420円	420円	630円
他行宛（文書）						
3万円未満	630円	－	－	－	－	－
3万円以上	840円	－	－	－	－	－

三井住友銀行

取扱区分	手数料						
	窓口	ATM				インターネット、モバイル、電話(自動音声サービス)	電話（オペレーターサービス）
振込金額		現金	自行キャッシュカード		他行キャッシュカード		
			個人	法人・団体			
自行同一支店内宛							
3万円未満	210円	210円	無料	105円	105円	無料	無料
3万円以上	420円	420円	無料	210円	210円	無料	無料
自行本支店宛							
3万円未満	315円	210円	105円	105円	105円	105円	105円
3万円以上	525円	420円	105円	210円	210円	105円	105円
他行宛（電信）							
3万円未満	630円	420円	210円	210円	210円	210円	420円
3万円以上	840円	630円	420円	420円	420円	420円	630円
他行宛（文書）							
3万円未満	－	－	－	－	－	－	－
3万円以上	－	－	－	－	－	－	－

出所：各社ホームページより金融庁作成

海外送金手数料（国内銀行）の例

三井住友銀行の手数料体系

円貨（円普通預金からの出金、円現金）で送金する場合
1．海外送金手数料　4,000円 　※自行の海外店・連携銀行宛　3,500円 2．関係銀行手数料　2,500円 送金の中継銀行、受取銀行で発生する手数料（送金依頼人負担、受取人負担のいずれかを指定） 　※中継銀行、受取銀行により金額が異なることがある 3．円為替取扱手数料　送金金額の1/20%、最低2,500円 　※円貨建ての送金の場合に必要
外貨（外貨普通預金からの出金）で送金する場合
1．海外送金手数料　4,000円 　※自行の海外店・連携銀行宛　3,500円 2．関係銀行手数料　2,500円 送金の中継銀行、受取銀行で発生する手数料（送金依頼人負担、受取人負担のいずれかを指定） 　※中継銀行、受取銀行により金額が異なることがある 3．リフティングチャージ 　※送金金額の1/20%（最低2,500円、または25米ドル）

出所：三井住友銀行HP

みずほ銀行の手数料体系

外国への送金			
送金手数料	電信送金	本支店向	5,000円
		他行向	5,500円
	送金小切手		5,500円

（注）海外で発生する手数料について、依頼者が「依頼人負担」を選択した場合は、別途、コルレス先支払手数料 2,500 円が必要となる。

ただし、依頼者が「依頼人負担」と選択されても、受取人への入金時に支払銀行手数料等が差し引かれ、全額で支払われない場合がある。

出所：みずほ銀行資料

三菱東京 UFJ 銀行の手数料体系

送金先	仕向送金手数料
自行本支店・現地法人あて	3,000円
他行あて	3,500円
上記に加え	
円建てで送金の場合	円為替取扱手数料2,500円
外貨預金から外貨建てで送金の場合	外貨取扱手数料2,500円

（注）支払銀行手数料については「受取人負担」のみの取扱い。

上記手数料とは別に、後日送金先銀行等から手数料を請求されたり、海外における経由銀行等（三菱東京 UFJ 銀行の海外支店・現地法人を含む）の手数料が送金金額から差し引かれる場合がある。

出所：三菱東京UFJ銀行HP

海外送金手数料（海外送金事業者）の例

Western Union の手数料体系（わが国ではスルガ銀行と提携）

※手数料体系は、日本から海外への送金の場合一律

送金金額	手数料	送金金額	手数料
～11,000円	1,700円	～110,000円	6,500円
～22,000円	2,500円	～165,000円	8,500円
～33,000円	3,300円	～191,000円	9,500円
～44,000円	3,900円	～220,000円	11,000円
～55,000円	4,500円	～275,000円	13,000円
～68,000円	5,000円	～330,000円	15,000円
～82,000円	5,500円		

（注）送金時の手数料以外、受取り時に追加手数料はかからない。ごく一部の国では、送金額の払い出しに対して現地の税金および、またはサービス料が課せられることがある。

（出所）スルガ銀行ＨＰ

MoneyGram の手数料体系（わが国ではブラジルイタウ銀行東京支店と提携）

※手数料体系は、送金国によって異なる

送金国	送金金額	手数料
日本→中国	～50,000円	1,500円
	～280,000円	3,000円
	280,000円超	4,500円
日本→インド	～50,000円	1,500円
	50,000円超	3,000円
日本→ブラジル	～15,000円	1,500円
	～30,000円	2,500円
	～50,000円	3,200円
	～100,000円	4,200円
	～150,000円	6,200円
	～200,000円	8,000円
	200,000円超	8000円+送金金額200,000円を超える金額の4%

（注）受取金額は、変動レートで外貨に換算される。

（出所）MoneyGram International HP

経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会「グローバル化改革専門調査会第1次報告―グローバル化の活力を成長へ―」（平成 19 年５月８日）（抜粋）

第Ⅱ部　真に競争力のある金融・資本市場の確立に向けて

1．一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの共通プラットフォームにする。

（略）

（4）決済システムの戦略的強化

① 決済システムは証券決済と資金決済が一体として効率的に機能することで、経済全体の信頼と安定に大きく寄与する重要なインフラとしての役割を担っているとともに、それ自体が金融ビジネスとしての可能性を秘めている。安定的かつ効率的で、外国とも円滑にアクセスできる決済システムの存在は、国際金融センターが備えるべき最も基本的な要件の一つである。このため、英語標記やSWIFTへの対応等、決済システムの国際標準化を図るとともに、決済期間の短縮化（国債・株式取引における決済期間を、現在の取引日＋3日から取引日＋1日に短縮）、利便性の向上（金融EDIの実現）、危機管理体制の強化（バックアップ体制や業務継続体制[BCP]の整備）等、決済システムの戦略的強化を早急に行うべきである。

② 決済システムのリスク管理を強化する観点から、決済システムに対して適切なモニタリングを行なうための関係当局の連携のあり方を明確化すべきである。また、決済システムの運営主体の意思決定や適切なガバナンスを確立する観点から、運営主体の自律性と責任能力を強化するべきである（株式会社化等）。

③ 諸外国との決済の円滑化を図るため、清算・決済機関の国際的な連携強化を図るべきである。

（略）

2．プロとしての高い力量をもち、責任を自覚したプレーヤーによるイノベーションを促進し、資産運用力を強化する。

（略）

（2）ナローバンクやキャプティブ保険を可能とする特定免許の新設

○ 金融取引や企業活動の多様化・高度化が進む中で、ナローバンク（決済専業銀行）やキャプティブ保険等、従来の業法が想定していなかった新たな金融サービスに対するニーズが高まっている。このため、銀行、保険について、フル免許ではない簡易な特定免許を新設し、これらによる新たな金融活動を行なうことを可能とすべきである。

規制改革推進のための3か年計画」（平成19年６月22日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ　重点計画事項

（略）

11　競争政策・金融

（1）競争政策

①　金融分野における競争政策の一層の推進【平成19年度措置】

我が国の経済・社会の活性化のためには、競争政策の推進が一層重要な課題となっており、金融分野においても競争政策の推進は重要な課題である。

したがって、金融庁においても、競争政策の推進という観点から金融分野の法制の在り方及びその運用について点検をし、必要な措置を講ずる。

また、競争政策を進める上で、エンフォースメント（ルールの実効性の確保）の見直し・強化も併せて検討し、必要な措置を講ずる。

（以下略）

国籍別外国人登録者数の推移

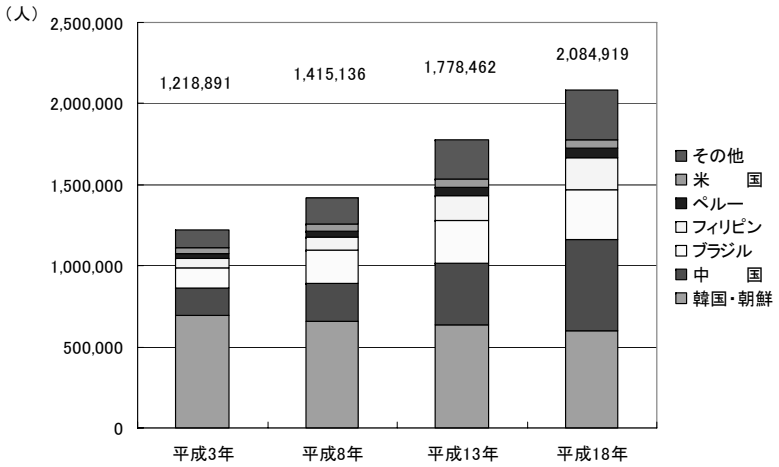

国籍（出身地）	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年
総　数（人）	1,218,891	1,415,136	1,778,462	2,084,919
韓国・朝鮮（人）	693,050	657,159	632,405	598,219
構成比（%）	56.9	46.4	35.6	28.7
中　国（人）	171,071	234,264	381,225	560,741
構成比（%）	14.0	16.6	21.4	26.9
ブラジル（人）	119,333	201,795	265,962	312,979
構成比（%）	9.8	14.3	15.0	15.0
フィリピン	61,837	84,509	156,667	193,488
構成比（%）	5.1	6.0	8.8	9.3
ペルー（人）	26,281	37,099	50,052	58,721
構成比（%）	2.1	2.6	2.8	2.8
米　国（人）	42,498	44,168	46,244	51,321
構成比（%）	3.5	3.1	2.6	2.5
その他（人）	104,821	156,142	245,907	309,450
構成比（%）	8.6	11.0	13.8	14.8

（出所）法務省入国管理局「平成18年末現在における外国人登録者統計について」

わが国における海外送金の状況

わが国の海外送金（労働者送金）額の推移

（単位：億円）

労働者送金		2006年	2007年
	受取	1,194	1,489
	支払	3,666	4,065

出所：財務省、日本銀行「国際収支統計」、
日本銀行「2007年の国際収支（速報）動向」

わが国からの海外送金（労働者送金）額（上位5カ国）

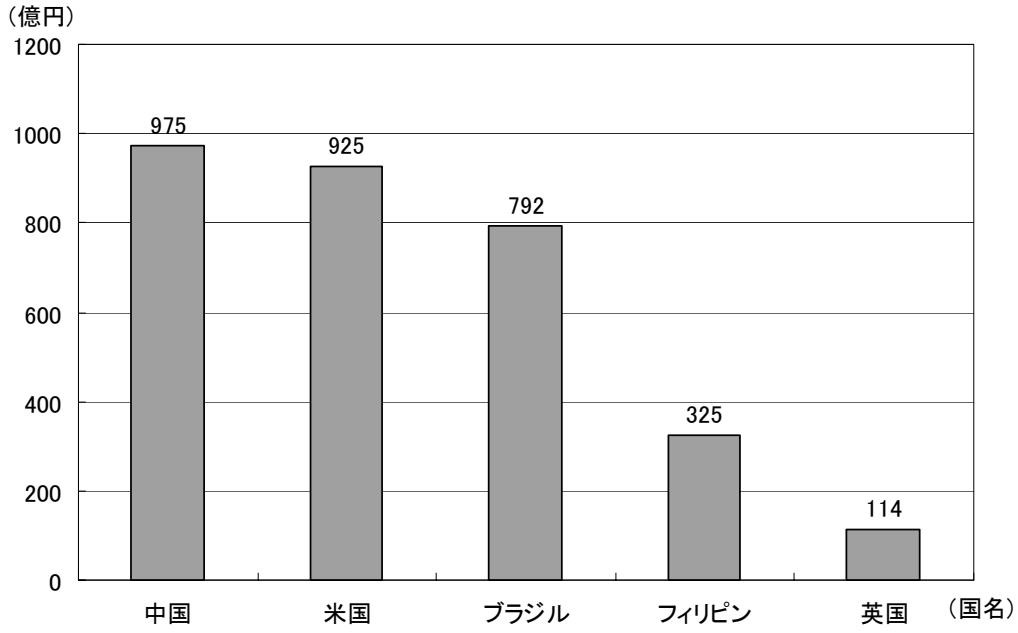

（注）2007年の労働者送金「支払」の上位5カ国

出所：財務省、日本銀行「国際収支統計」

Ｇ８首脳会合（シーアイランド）「Ｇ８行動計画：企業家能力の貧困削減への適用（仮訳）」（平成16年６月８日～10日）（抜粋）

「（略）

家族及び零細ビジネスを支援する送金の促進

（略）

送金フローが正式のチャンネルに流れるよう引きつけることにより、途上国における金融制度を強化し、送金が不正な目的に流用されるリスクを削減することができる。G8諸国は、世界銀行、国際通貨基金（IMF）及び他の機関とともに、送金フローのデータを改善し、送出国と受入国双方における送金フローのデータ収集のための基準の策定に取り組む。G8諸国は、送金コストを削減する国際的な取り組みを主導する。送金フローの受領者の金融上の選択肢を拡大することにより、送金フローの開発に与える影響が助成されるであろう。

以上を実現するため、我々は、送金について途上国とともに、パイロット・パートナーシップとプログラム等を通じ、行動をとる。別添の付属文書に上げられたG8プログラム及び我々が検討する他のプログラムは、以下の通りである。

１　適切な場合には、金融機関の利用についての啓蒙活動へのアクセスを供与することや、民間セクターとの協力により金融機関のサービスの種類と範囲を拡大すること等を通じて、正式な金融制度を通じた金融取引を送出国と受入国の人々にとってより容易なものにする。

２　競争促進、革新的な支払い手段の利用、及び送出国と受入国における正式な金融制度へのアクセスの推進を通じて、送金サービスのコストを削減する。送出国と受入国の間の送金コストが、最大50%か又はそれ以上削減された例もいくつかある。G8諸国は、他の国においても同様の高コスト削減が可能と考える。

３　送金サービスの向上及び途上国における送金受領が開発に与える影響を強化するために作業をしている国際機関の間での、一貫性と整合性を促進する。

４　零細金融機関及び信用組合を含む、送金サービスの供与者と地方金融機関の間の協力を、地方金融市場を強化し、受領者の金融サービスへのアクセスを改善する方向で、奨励する。

５　送金を受領する家族に対して送金フローの生産的な投資に係るより多くの選択肢と誘因を与える、市場指向の地方開発基金及び信用組合を、適当な場合には創設するように奨励する。

６　特定のインフラ及び規制上の障壁に取り組む、政府、市民社会及び民間セクターとの対話を支援する。例えば、政府は、強い監督基準に合致した形で、民間セクターに対して支払い制度への無差別のアクセスを確保し、全体的な金融インフラの近代化に協力して取り組むべきである。

（略）」

金融・資本市場競争力強化プラン （平成19年12月21日）（抜粋）

Ⅰ．信頼と活力のある市場の構築

３．安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築

決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のためには、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要である。

（１）資金決済システム

資金決済システムについて、平成２３年度を目標として大口資金取引のRTGS（即時グロス決済）化に向けた取組みを進めるとともに、平成２３年度に稼働開始予定の第６次全銀システムにおいて国際標準化や顧客ニーズへの対応などの取組みを推進する。

（２）証券決済システム

証券決済システムについて、平成２１年１月を目標とした株券電子化の円滑な実施に向けた取組みを進める。その後、国債取引の決済期間の短縮化を目指し、STP化の促進やレポ市場の拡大等に向けた市場関係者間における検討を推進する。

（注）STP（Straight Through Processing）：注文から決済に至るまでの一連の取引プロセスを、人手を介さずにシームレスに行うこと。

（３）リテール決済

情報通信技術の革新等の進展に伴い、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービスが普及・発達してきている。これに対応し、利用者保護、決済システムの安全性・効率性・利便性の向上やイノベーションの促進の観点から、その制度的枠組みのあり方について検討を進め、平成２０年春頃より金融審議会での審議を開始する。

（以下略）

主な金融関連業法における参入資格

法律	事業者	参入資格
前払式証票の規制等に関する法律	自家型発行者	届出（法第４条第１項）
	第三者型発行者	登録（法第６条）
銀行法	銀行	免許（法第４条第１項）
	外国銀行	免許（法第47条第１項）
	銀行代理業者	許可（法第52条の36第１項）
金融商品取引法	金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者）	登録（法第29条）
	金融商品取引業者（第二種金融商品取引業者）	登録（法第29条）
	金融商品取引業者（投資助言・代理業者）	登録（法第29条）
	金融商品取引業者（投資運用業者）	登録（法第29条）
	登録金融機関	登録（法第33条の２）
	特例業務届出者（プロ向けファンド事業者）	届出（法第63条第２項）
	金融商品仲介業者	登録（法第66条）
保険業法	保険会社	免許（法第３条第１項）
	外国保険会社等	免許（法第185条第１項）
	少額短期保険業者	登録（法第272条第１項）
	生命保険募集人	登録（法第276条）
	損害保険代理店	登録（法第276条）
	少額短期保険募集人	登録（法第276条）
	保険仲立人	登録（法第286条）
信託業法	運用型信託会社	免許（法第３条）
	運用型外国信託会社	免許（法第53条第１項）
	管理型信託会社	登録（法第７条第１項）
	管理型外国信託会社	登録（法第54条第１項）
	信託契約代理店	登録（法第67条第１項）
貸金業法	貸金業者	登録（法第３条第１項）

出所：金融庁作成

５．収納代行サービス等

主なコンビニエンスストアによる収納代行の取扱状況の推移

事業社名		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
セブンイレブン	取扱件数（10万件）	1,670	1,955	2,270	2,591	2,905
	取扱高（億円）	13,900	16,820	20,100	23,840	27,342
	手数料収入（億円）	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
	チェーン全店売上高（億円）	23,432	24,409	24,988	25,335	25,743
ローソン	取扱件数（10万件）	1,084	1,189	1,306	1,409	1,499
	取扱高（億円）	9,192	10,359	11,653	12,940	14,123
	手数料収入（億円）	64	68	75	81	83
	チェーン全店売上高（億円）	12,850	13,291	13,617	13,866	14,151
ファミリーマート	取扱件数（10万件）	n.a.	n.a.	1,023	1,146	1,311
	取扱高（億円）	n.a.	n.a.	9,062	10,484	11,983
	手数料収入（億円）	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
	チェーン全店売上高（億円）	9,544	9,985	10,317	10,688	11,218
サークルKサンクス	取扱件数（10万件）	762	835	909	973	1,023
	取扱高（億円）	6,414	7,180	8,013	9,003	9,770
	手数料収入（億円）	49	51	55	59	62
	チェーン全店売上高（億円）	10,917	9,335	9,198	9,113	9,024
合　計	取扱件数（10万件）	3,516	3,979	5,508	6,120	6,737
	取扱高（億円）	29,506	34,360	48,828	56,267	63,218
	手数料収入（億円）	113	119	130	140	145
	チェーン全店売上高（億円）	56,744	57,019	58,120	59,003	60,137
（参考） 内国為替取扱状況 （預金取扱機関）	取扱件数（10万件）	12,608	12,869	13,148	13,211	13,533
	取扱高（億円）	21,921,382	22,527,054	23,397,111	24,724,808	26,278,383
	手数料収入（億円）	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.

（注）主要コンビニエンスストアのうち、収納代行事業に係る計数についてIR資料等で対外公表を行っている事業者のみを掲載。
2. コンビニエンスストアの数値は各年度（2月期決算）のデータ、内国為替取扱状況は暦年のデータ。
3. 合計は、n.a.の数値を含まない。

出所：セブン＆アイ・ホールディングス「コーポレートアウトライン2007」、「2008年2月期決算補足資料」、ローソン「アニュアルレポート2007」、「2008年2月期決算補足資料」、ファミリーマート「2008年2月期決算資料」、サークルKサンクス「2005年2月期通期決算説明資料」、「2008年2月期通期決算説明資料」、全国銀行協会「決済統計年報」を基に作成

コンビニ店舗数と銀行等店舗数・CD／ATM設置台数

	コンビニ店舗数	国内店舗数			CD/ATM設置台数		
		全国銀行	信用金庫	信用組合	全国銀行	信用金庫	信用組合
平成15年３月末	37,261	14,205	8,266	2,008	76,200	19,656	2,485
平成16年３月末	38,005	13,847	8,068	1,973	74,047	19,381	2,401
平成17年３月末	39,118	13,582	7,890	1,943	73,513	19,223	2,370
平成18年３月末	40,099	13,313	7,786	1,922	73,350	19,341	2,348
平成19年３月末	40,816	13,313	7,740	1,875	75,163	19,596	2,324

出所：（社）日本フランチャイズチェーン協会「コンビニエンスストア統計調査月報」、（財）金融情報システムセンター「金融情報システム白書（平成20年版）」

コンビニエンスストア等による収納代行サービスの収納上限額の例

	フランチャイズチェーン、サービス名	事業者名	上限額
コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーン店舗における収納代行	セブン－イレブン	セブン＆アイ・ホールディングス	※300,000円
	ローソン	ローソン	※300,000円
	ファミリーマート	ファミリーマート	※300,000円
	サークルK	サークルKサンクス	※300,000円
	サンクス	サークルKサンクス	※300,000円
	ミニストップ	ミニストップ	※300,000円
	デイリーヤマザキ	デイリーヤマザキ	※300,000円
	am/pm	エーエム・ピーエムジャパン	※300,000円
	セイコーマート	セイコーマート	※300,000円
	ポプラ	ポプラ	※300,000円
	スリーエフ	スリーエフ	※300,000円
	ココストア	ココストア	※300,000円
	収納代行サービス	アプラス	300,000円
	コンビニ決済	イーコンテクスト	300,000円
	コンビニ収納代行サービス	ウェルネット	300,000円
	CVS料金収納代行サービス	SMBCファイナンスサービス	300,000円
	コンビニ収納代行サービス	NTTデータ	300,000円
	収納代行サービス	オリエントコーポレーション	300,000円
	コンビニ収納代行サービス	ジャックス	300,000円
	しんきんコンビニ収納サービス	しんきん情報サービス	300,000円
	コンビニ収納サービス	セントラルファイナンス	300,000円
	コンビニ収納代行サービス	電算システム	300,000円
	りそなコンビニ収納代行サービス	りそな決済サービス	300,000円
	コンビニ収納代行サービス	ヤマトシステム開発	300,000円
	宅急便コレクト、コンビニ・郵便局払	ヤマトフィナンシャル	300,000円
	コンビニ収納サービス	リコーリース	300,000円

※（社）日本フランチャイズチェーン協会の自主ルールによる上限金額

出所：金融庁作成

その他の収納代行サービスの収納上限額の例

	事業者名	サービス名	上限額
口座振替による収納代行	SMBCファイナンスサービス	CATS集金代行サービス	10桁までの金額
	オリエントコーポレーション	集金代行	上限なし
	りそな決済サービス	りそなネット	10,000,000,000円
電話、インターネットによる回収代行	NTTドコモ	ケータイ払いサービス	毎月10,000円
	KDDI	まとめてau支払い等	・au利用期間が3ヶ月未満 毎月5,000円 ・au利用期間が3ヶ月以上 20歳未満　毎月10,000円 20歳以上　毎月30,000円 ※法人は加入期間にかかわらず、 毎月30,000円
	ソフトバンクモバイル	S!まとめて支払い	・契約期間が満3ヶ月未満 利用不可 ・契約期間が満3ヶ月～満3年未満 満20歳未満　毎月10,000円 満20歳以上　毎月30,000円 ・契約期間が満3年以上 満20歳未満　毎月10,000円 満20歳以上　毎月50,000円
	東日本電信電話	料金回収（請求・収納）代行サービス	上限なし
	イプシロン	ネット銀行決済	500,000円
	ヤフー	Yahoo!ウォレット	上限なし
宅配便による代金引換	ヤマトフィナンシャル	宅急便コレクト	300,000円
	佐川フィナンシャル	e-コレクト	上限なし
	日通商事	ペリカン集金サービス	300,000円
	郵便事業（日本郵便）	代金引換、代金引換まとめ送金	2,000,000円
	イーコンテクスト	物流サービス	100,000円
エスクロー・サービス	イオンクレジットサービス	イオンレジオークション	300,000円
	ヤフー＋ジャパンネット銀行	受け取り後決済サービス	300,000円
	ペイジェント	モバペイ	300,000円
	ヤマト運輸	オークション宅急便	（イーバンク銀行引落）300,000円 （代金引換）250,000円 （クレジットカード決済）30,000円

出所：金融庁作成

１．条文

〇銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条　（略）

２　この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一　預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。

二　為替取引を行うこと。

第三条　預金又は定期積金等の受入れ（前条第二項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）を行う営業は、銀行業とみなして、この法律を適用する。

（営業の免許）

第四条　銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

（略）

２．最高裁第三小法廷平１３・３・１２決定要旨

（裁判長裁判官金谷利廣　裁判官千種秀夫　裁判官元原利文　裁判官奥田昌道）

「銀行法２条２項２号は、それを行う営業が銀行業に当たる行為の一つとして『為替取引を行うこと』を掲げているところ、同号にいう『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいうと解するのが相当である。」

銀行を利用した資金移動

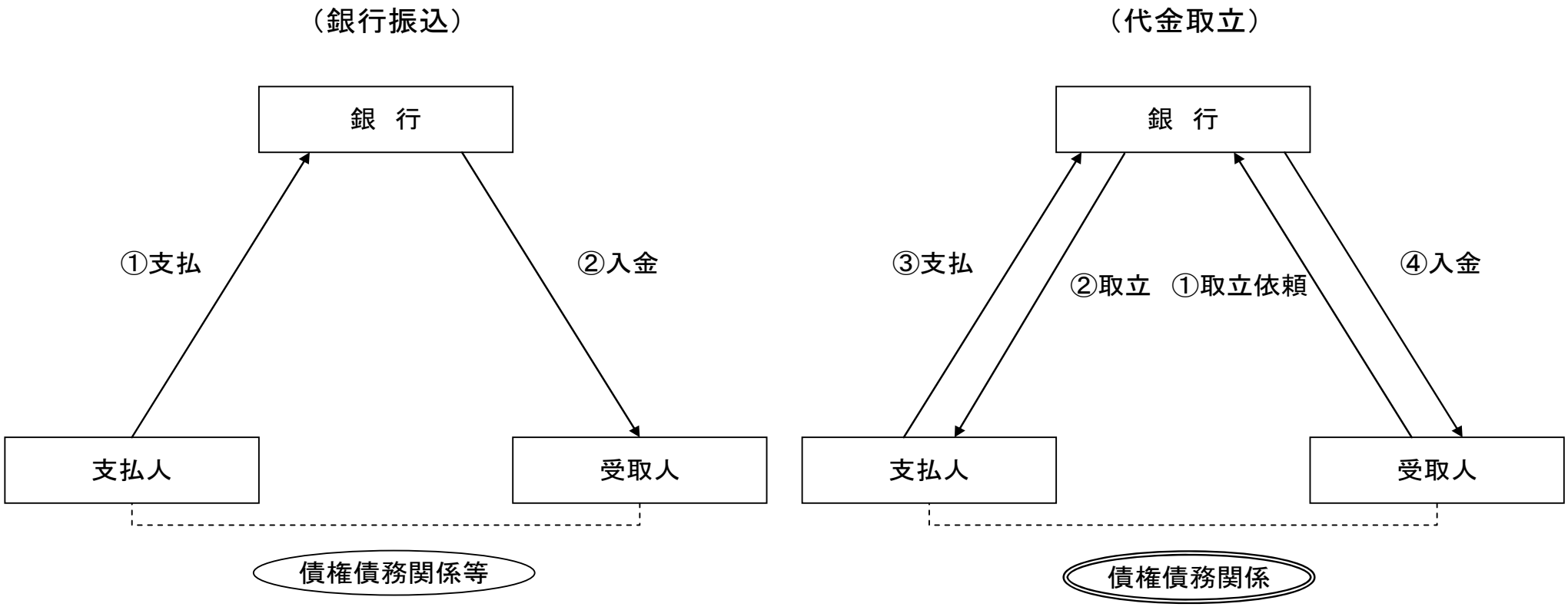

資金移動サービスを利用した資金移動

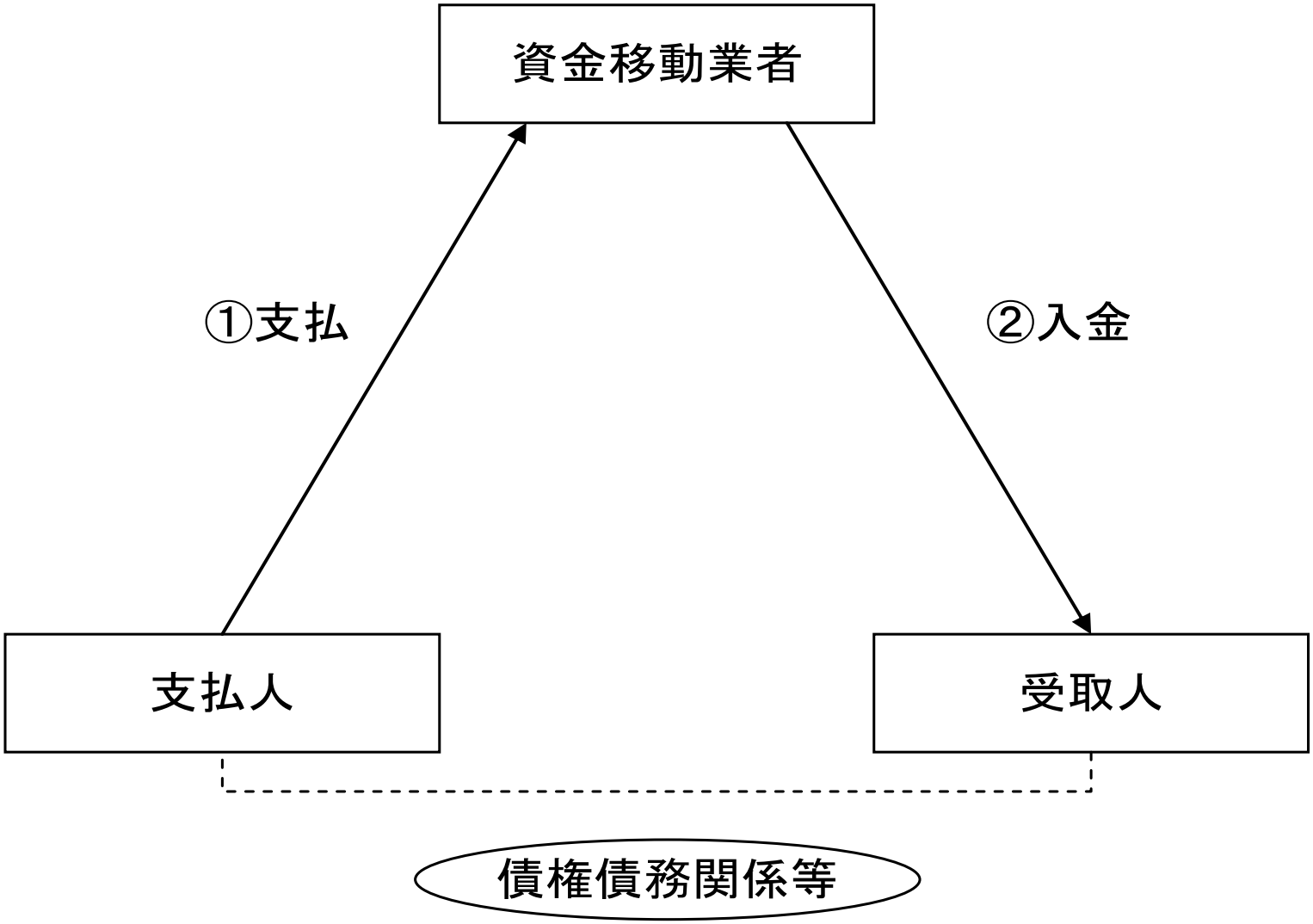

収納代行サービスを利用した資金移動

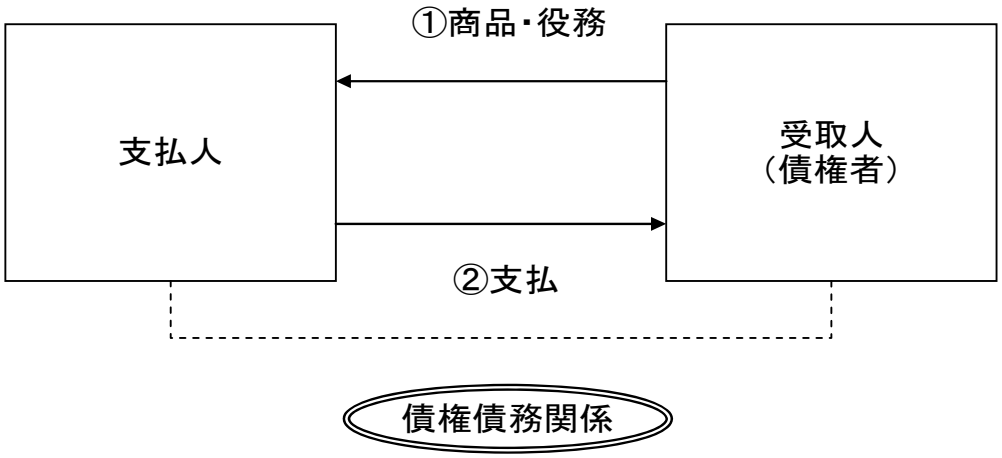

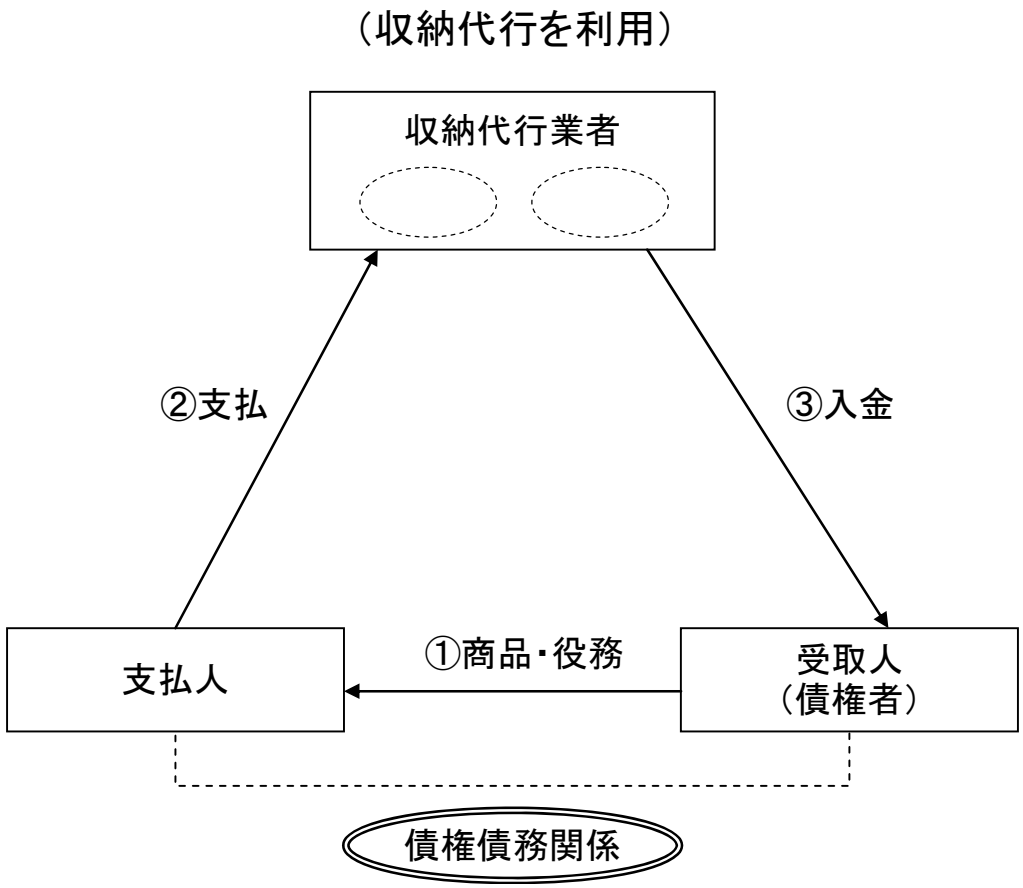
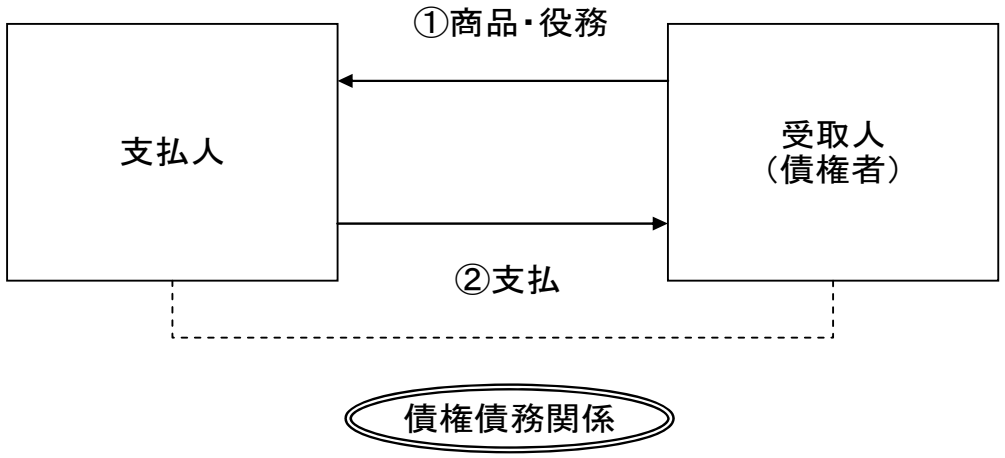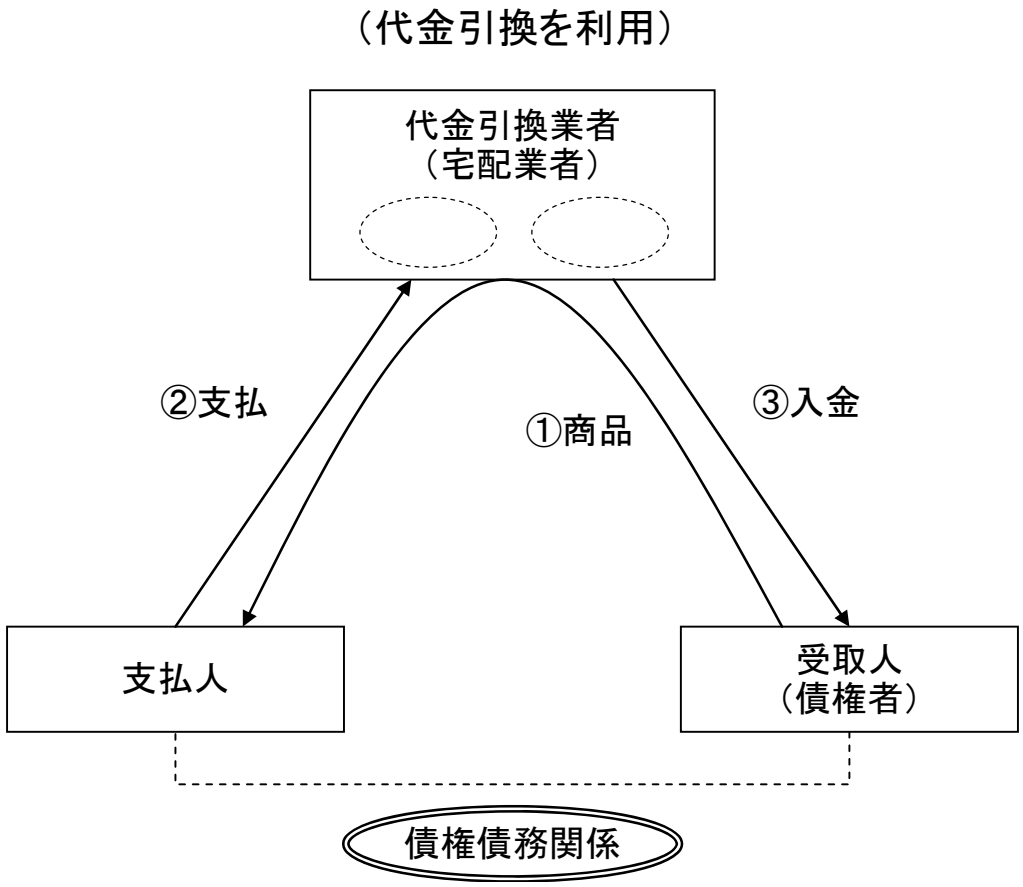
代金引換サービスを利用した資金移動